

あんぜんの 安全

あかりとあかし

3号
07/09/25

NPO法人 安全学研究所 Organization of HOLONOMY

〒190-0012 立川市曙町 2-42-23 ア-バンライ7立川 614

Tel / Fax 042(521)2988 Email: holonomy@aa.bb-east.ne.jp

URL: <http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~holonomy>

迷惑メールとの区別のため、メール件名に「安全学研究所 行き」と宛名をご記入ください。

安全のあかし（証・證）とは、安全の実践の基礎としての理論や実践の批判反省のことであり、安全のあかり（灯・燈）とは、実際に現実の中で安全を行うことであるが、真に安全に外れることのない安全のあかりであるためには、あかしの上に灯されるべきものでなければならない。

もくじ

新理事決定	2
< 政局に関する安全学的考察 >	2
根来方子 今回の自民党総裁選と新首相選出について	3
田村真理 総裁選 麻生氏福田氏の評価を巡るジャーナリズムのあり方と 安全学研究所としての福田氏への提言	8
杉野元子 新総裁候補について 選ぶべき人をどのように評価するか	13
< 寄稿 >	
宮地竜郎 DNA マイクロアレイ法について 生物の環境応答の網羅的な一斉解析	20
川北晃司 責任ある内部告発とは何か 技術者倫理教育のために	22
川北晃司 内部告発と予防原則 技術者倫理教育にいかに取り入れるか	38
平成 18 年度予算収支報告	41
読者からのご意見・ご質問	42
ご寄附ありがとうございました	42
ご助力・ご参加のお願い	42

< 新理事決定 >

先に 2007 年 7 月 1 日に開かれた理事会において、新理事を稲本（通称：塚田）直子氏にお願いすることになり、故・津熊二郎先生の後をお引き受けいただくことになりました。

稲本氏は 1992 年、東京農業大学造園学科卒業後、同年林野庁に入庁、現在は同庁、研究・保全課で、ご活躍中の方です。

今後、新理事としてご多忙の公務の合間をぬって、当研究所の活動にご尽力いただけることになりました。

< 自民党総裁選、新首相選出について >

今月 25 日、自民党の新総裁に福田康夫氏が就任し、新首相が誕生することになりました。2 週間前の突然の辞任表明から総裁選まで実に劇的な展開でした。当研究所は安全という実践的理念が社会にひろく実現することを目指すものですが、安全学の究極のあり方は政治に収斂してゆくと日々考えているところから、今回、3 人の研究所メンバーがこの政変に関してそれぞれに書いた文を掲載することにいたしました。

12 日の突然の安倍氏による総理総裁辞意表明を受け、15 日からそれぞれが 23 日総裁選前に発表することをめざして書き始め、書き上がりは 24 日になりました。総裁決定よりも遅れることになると予想はしていましたが、それには拘らずそのままに書き終えて、後からは一切手を入れない方針を立ててその通りにいたしましたので、当初の分は選挙以前からの変わらぬ意見のままで今から見て見当外れだったり幼稚な見通しと言わざるを得ないところもあるかもしれませんが、当初の発想のままです。何だこれはと思われるようなところも多々あるかと思いますが、急遽書いたものですので、ご諒解ください。

なお、準備 14 号（2006 年 7 月 18 日発行）に掲載した辛島司朗氏の「丐角（カイカク・こうずみ・こいずみ）専市首相」と題する文章は、今回の異常な政局にいたる発端をなす小泉政権及びその政治姿勢の批判ですので、参考のため抜き刷りを同封しました。改めて併せてご覧いただければと思います。

今回の自民党総裁選とメディアの報道姿勢について

根来方子

(1)

安倍氏の次の自民党総裁問題をめぐって自民党はいま激動のうちにいる。

9月12日の安倍首相の国会開会中の突然の辞意表明によって、急にあわただしい政局展開となったが、事態はまず、次期総裁候補として麻生氏がほとんど決定的な形で浮上した。しかし谷垣氏や古賀氏の要請をうけた福田氏が立候補の意思を口にするやいなや一夜のうちに麻生氏への流れは雪崩の勢いをもって一転、福田氏への流れとなり、町村派の一本化と津島派の立候補断念とともに、実に自民党内9派のうちようやく16人からなる麻生派以外の全ての派ははっきり福田支持を打ち出してもはや事態はそれ以上動かし難いものとなったのである。

そのときの福田氏の立候補決意の理由はいろいろな人の要請を受けたからではあるが、貧乏くじを引くことになるかも知れないが、といいながらも、「非常事態だからこそ」受ける気になったのだということであった。つまり、誰がやってもできることなら自分が出る必要はないということであるが、それには強い意志と気概が秘められているわけである。昨年の安倍氏が圧倒的に優勢であった場合には、兄弟牆かきせめに闘ぐという誇りを回避するための配慮による形勢観望に手間取ったからの優柔不断的態度とは打って変わった今回の早急な態度表明は、間髪を入れぬ同志達の要請に応じたからのものといって誤りはあるまい。

今回の福田氏の態度は、前回の「もう年だから」という不出馬の理由づけとは矛盾するかのように見えることから非難的にされている向きもなくはないが、それは矛盾などということではなく、単に事を荒立てないための無難な受け応えのための「あいさつ」言葉と取るべきであろう。こんなことに一々目くじらを立てて追及するなどということこそむしろ言いがかりとして非難されるべきではないのだろうか。実際に、そのような追及は長続きしなかった。

メディアの論調は変わりやすいが、小泉安倍政権成立よりも遥かに前から、マスメディアは国民を強力に引っ張っていくリーダー待望のリーダーシップ論を展開してきたが、それに応えて出現したのが小泉内閣であり、それを引き継がされたのが安倍内閣であった。そして安倍氏の辞意表明以後、今や自民党内の情勢はめまぐるしく変化して一応の決着を得たにしても、今後なお実質変化し続けていくといっても過言ではない情勢となったのである。

今回の騒動はその過程において特に猫の目のように変化したが、時間的制約があるにせよ、マスメディア特にテレビの報道姿勢には相変わらず呆れざるをえないものがあつた。メディアの紙面の構成やワイドショーのコメンテーターの発言や主張には、多くは啓蒙のためなのかもしれないが、むしろ言論誘導といったほうがふさわしいこともままたり、目先のわかりやすさに流れて、視聴者の歓心を買おうとする大衆迎合主義があまりにも強く感じられてならなかったこともしばしばであった。

勿論すべての報道に目を通したわけではないが、主要新聞を見るだけでもそれが窺える。各派閥が大

さく福田氏支持へ回ったことについて、特に新聞の第一面のトップに白抜きで「福田雪崩」などの語さえ見られたが、確かに現象としては今言ったそれに近いに違いない。

なお、額賀氏の出馬断念も含めて麻生氏の「密室」とか「談合」とかの非難の戦略的意図からの声に応じて、福田麻生両氏の選挙むけ政見発表が不可欠のものであるかのように報道されるようになったが、16日になるとそれもいくぶん和らいだようである。だが、国民にわかりやすい議論をという論調に変わりはない。しかし忘れてならないのは、国会開会中での自民党内の珍事なのである。

自民党は大所帯とはいえ、党员には日頃の言動からどちらの場合にはどのような政策になるかは容易に予想できる筈なのだから、さっさと次を決めて、解散総選挙の際の与野党間の民主的政治活動によって一般の国民に事態、事情を訴え明らかにしてその判断に委ねるべきものではないか。何事も事の本質を見逃すべきではない。そもそもルーティンなことながらも忽せにできないことも、通常の政治的処理すべきことには、機や期を逸してはならないこともある。緊急の際の与党の総裁は直ちに総理大臣候補となってしまうにしても、だからといって、国会開会中の交替である事情に迫られている中でのこととして、きちんとした政策を打ち出して選挙を行うのにたった二、三日で足りるなどということが考えられるだろうか。

もともと福田氏には突然のことだったのである。急に推挙されて選挙むけに急に政策をまとめることは至難のわざであろう。そこはつまり、これまでに培われ形成されてきた人物とその基本的見識そのものに対する期待と改めて確認される信用とに依る外ないと言うことになる。忘れてならないのは、与野党からなる国会構成メンバーからの総理選出をしようというわけではなく、与党内の総裁の後継者を選ぼうということなのである。重ねて言うことになるが、国民の代表としての代議士や参議を選び、行政責任者としての総理大臣やその内閣を選びなおそうという選挙とはわけが違う。

国会の空転期間の短縮をはかるどころか、逆に遅滞を拡大しながら一般の国民に訴えかけようというのは重大な錯誤に外ならないのではないか。しかも議会制民主国家の行政府組織の問題は与野党間の話し合いなり対決なりの上でのことであり、当然、総選挙後の総理選出をまつのことである。言い方を変えれば、総理大臣を決めることと、与党のであるにしても単なる総裁選出とは筋において全く別のことなのである。ましてや総々分離論さえある。前者は国家的全国民的意義をもつ行事であり、議会制民主主義国家では選挙によって選出された議会内での多数決による議決をまつことになるが、後者は本質的には政党即ち党派内の何らかの趣旨を持って集まったグループ内のもしくは間でのことにすぎないのであり、必ずしも全て時間のかかる論議に委ねなければならないというわけにはいかない。

論争はつまり「諍い(いさかい)」でもある。この字には「争」が含まれているが、「いさ-かひ」というのは拒否や抵抗の交換のことでもある。字に言が含まれているにせよ、他方に争という字があることから明らかなように、闘争ともなる抗争である。しかし結果としてそれらの争につながっていくような「競争」となるのでなければ妥協的協調ということになるが、改めて言わなければならないようなことではないが、残念乍らはっきり言っておかなければならないのは、その場合には相談や検討などの交渉(ネゴシエーション)を伴うことであろう。「談合」といえば打てば響くように「密室」の語が続くが、談合の本質は密約的利のための不法な行為としての会合なのである。ネゴシエーションが直ちに談合などと言いうるわけがない。争いに関して厳に戒められるのは、いわゆる「実力」即ち暴力を行使するこ

とである。

(2)

カントの説くように、特に国際間における「実力」が排される国際会議の論議と議決を経て万事平和裡に事を進めてゆくべきであることは言うまでもないが、特に主権絶対的歴史の中で19世紀20世紀を経てきたヨーロッパ型ミレニアム世界を努めて永遠平和の実現の方向に進めるべく協調体制を重視する国際秩序を整えていくことに我々は心を致すことが片時も忘れられてはならないであろう。

今回、安倍首相の無責任極まる前例もない政権の放棄を受けて、当初麻生氏絶対の「禅譲」に終わるのかとも思われるような趨勢がみられた。しかし、小泉首相の後を受けて成立した安倍政権誕生の際の選挙は、森派内の強力なライバルであった福田氏が先に言ったように兄弟牆に闘ぐどころか骨肉の争いにもなりかねない醜さを愚かさとして避けるべく本人自らも言うように立候補を断念したと思われるのである。そのためと言うべきか、今になって思えば痛恨事ともいえるべき福田の派閥を守り自民党を守り国家の動揺を避けようとした遁辞の不幸な結果として現れたことなのであるが、小泉パトロンによる一子相伝的政権移譲などということになってしまったのである。そのとき福田氏はギリギリになってからの不出馬宣言ともいえるべき弁に、70歳という老齢を口実に挙げたが、それを今回の福田氏の立候補非難のポイントとしての「ためにする批判」が少なくなかった。これは既に言ったように政局の際の事を荒立てないための方便というべきであって、これをシリアスな言辞として取り上げ、ためにする非難の材料とするその幼稚さには全く理解に苦しむといわなければならないが、さらに理解に苦しむのは、小泉氏に始まる愚かさの一子相伝に対する非難のないことである。少しばかり同情を示せば、理解に苦しむような改革の絶対真理性への敬虔かつ盲目的批判欠如があったからであると言うべきかも知れない。

そして今回の福田氏の立候補については、むしろ素直に改革路線の過酷さに対する反省と怯え、簡単に言えば後の備えのない盲信的改革への批判が立候補に氏を駆り立てた党内の判断が示したものと考えるのが正しいというべきであろう。これ以上の権力志向的解釈の心の愚かしさについて触れるのはやめておきたいが、当然、氏へと結集した大方の支持についても、単にポスト獲得のためなどという卑俗なものではなくて、それは同志的な同じ思いこそそこに見るべきであろう。

中選挙区時代によく言われてきたように権力独占的大政党としての自民党に対して決まり文句のように言われてきた「特徴的な振り子現象」の一つに外ならないとあって内実に触れようとならないいわゆる超越的または高飛車な批評が今回もお安直に唱えられた。しかし、得たりとばかりに安っぽく高飛車批評に終わるのではなく、現前の事態に即してどのような解決こそ最も望まれるかを考慮することこそが、大事であるということをよくよく承知しなければならないのではあるまいか。内実を忘れたそのような純粹形式的言辞を公式であるかのように弄んではならない。大切なのは、状況に即した実質の理解である。公式的言辞をいつまでも繰り返す愚かしさこそが徹底的な愚かさであると承知しなければならないであろう。

「振り子現象」という範疇づけは、機械の現象的型式整理を当てはめて表面的な知識的処理、分かりやすくいえば、単純に整理棚もしくは収納場所を見つけて一件落着としてしまうことに例えて言うこと

ができるであろう。正しく理性的論理的な考え方は欠かすことのできない大切なことである。しかし、全く論理的な範疇付けさえ済めばそれでいいのだということには決してならない。同様にして、妥当な文化伝統的な捉え方まとめ方、もしくは社会的な通念や過度の実質価値偏重的な判断に終始することも、やめられなければならない。

ここで簡単に言い添えておけば、安全学の主張する「安 - 全」の真意はこれまで言ってきたように単なる **safety** などというものではなく、また、単純な **security** などというものでもないのであって、あらゆることを考慮に入れて物事を判断するというを基本とするものである。しかし全てが同等のウエイトをもって考慮に入れられるべきであるなどということではない。言ってみれば、歴史の流れの中でその時その時の状況に即しながら、重点のおき方を変えなければならないのである。言葉を変えれば、最も適切な調和を求めることが安全学的態度というべきものに他ならない。そしてまた、さらに言葉を加えれば、この調和のあり方は中庸の精神を離れてはありえないともいえるのである。中庸とか中道というのは単に客観的な物理的中心や中間でなく、同様に重心でも垂心でもなく、大いに主観的実践的な要素も含む「中」なのである。

そして「道」は実践性を含む、これに対してむしろ中道の姿勢もしくは中庸の心がけ（西洋思想に伝わるものとして両極端を排して中間中央を心掛ける **mesotēs**）をいうものとして、この場合のとどまるべき場所を具体的に考究することが大事だと考えなければならない。振り子現象というのは、まさしくそのようにこそ捉えるべきである。

mesotēs は日本語としては、仏教的「無辺中道」の中道と訳される。また、儒者に「力足らざる者は中道にして廢する」と言われてしまうような「途中」の意味での中道の語を避けて、儒教にいう「中庸」の語で訳してもきた。しかしその場合の庸の字は墉の字のものと形であるが、杵でつき固めるとか、そうして作られた小さいながらも城を言う語であるとか、また低いものを垣と言うのに対して高いものを言うともいわれるが、要するに城壁のこととも言われる。そしてまた、人偏を添えた「傭」の字に明らかかなように労役につく人、またそのような人を傭うことをも言うが、安易容易に傭うことができることから、「日やとい」を意味することにもなるが、結局は特別ではなく平易平凡であることを言う通常的日常的なものを言うものとなろう。その意味の中庸という場合の庸の意味が中庸というときの庸の意味となる。これに対して雇傭の語の他方の語「雇」には隹を内に含んでいるその字に示されるように、神意を問わなければならない意味を含むといえる。当然安易安直を排するような意味を含む雇と区別して用いられることから明らかであろう。

今回、各派閥が一斉に福田氏支持に流れたのは、密室での談合などではなく、1年前のときとは訳が違くと語る自民党の複数の政治家が強調する姿を目にすることができた。政治家のテレビでの発言は言い訳にすぎないことも多いが、今回のことに限って言えば、諸般の事情からみてきっと正しいと思う。

基本的にはほとんど代わり映えしないとされるあるいは変わらないと強調される同党内の福田氏と麻生氏であるが、対立政党員間の場合と違って、代わり映えしないのはむしろ当然のことであろう。それほど大きな違いというものを期待するなら、それは期待の仕方に根本的誤りがあるといわざるを得ない。似て非なるところそこに大きな違いを見出すべきなのである。違いは見出せるか見出せないのか、いや見出そうとしないのかの問題なのである。

小泉首相は、「強いリーダー」だった。強いリーダーへの渴望は小泉首相出現にはるかに先立って、マスコミが煽り立て続けたものであった。当時、日本にはそのような指導者が必要だといひ続けてきたのである。当時それを望む多くの国民が迷うことなく小泉ライオン首相の獅子吼を選んだのである。だが、その彼の獅子吼はマスメディアの引いた路線上に踊るものであった。そうした批判を最近では時々耳にすることができるようになったが、率直な物言いでよく知られた亀井静香氏の発言のような、小泉政治の陰の部分に言及するものは当時ほとんど取り上げられることはなかった。民主主義は大衆迎合的なポピュリズムに陥りやすいというのはよく言われるところであるが、小泉首相のときは、マスメディアがそれを促進するということがよく見られ、独裁的権力者の下では新聞を始めとしたマスメディアが沈黙する、批判するにしても見当違いな批判でお茶を濁すということがよく現れていた時期だった。

このごろは新聞やテレビでも、当時の熱狂に対する反省や小泉政治の負の遺産について言及される機会が増えたが、今回の一連の報道と街頭演説での麻生氏に対する聴衆の支持ぶりを見るにつけ、またいつでも当時のような思考停止状態の世相を呈する状況に陥るのではないかという疑念は拭い去れない。

麻生氏は14日の立候補表明の際に、自民党内のほとんどの派閥が福田氏支持を表明したことについて、「密室談合だとの批判を受けることになる」と述べ、開かれた総裁選の必要を強調した。メディアも相次いで自民党の派閥復活に対する懸念を喧伝したが、それは果たして適切だったのだろうか。それは為にする論難と言うべきであるが、躊躇することなくその驥尾きびに附して行くかのようにして自らを権威づけながら為め口を吐き散らすかのように振舞うマスコミのあり様は、その後、微妙に方向転換がなされ、新聞等の論調も変化したが、一旦そのようなイメージを一般国民に与えてしまえば、それは悪しき前例となってなかなか拭い去れないのではないか。

ジャーナリズムの精粹は権力を批判しうるところにあるとはしばしば言われるところであるが、一般国民に対するその影響力を正しく自覚し、批判のための批判ではなく、本質を見極めた報道をするよう、この際改めて希望したい。大向こう狙いの商業主義に随してはならないであろう。

以上が、今回の首相退陣による後任選出についての国会開会中の空転に対するいささかの考慮をも欠いていた田舎芝居的どたばた劇について記しておかなければならない辛い感想である。

総裁選 麻生氏福田氏の評価を巡るジャーナリズムのあり方と、安全学研究所としての福田氏への提言

田村真理

9月10日に安倍晋三首相は所信表明を行ったにもかかわらず、その2日後に突如退陣を表明するというあってはならない行動に出た。その理由は、参院の過半数を占める民主党との会談を設定できない、つまり、対外公約としている「海上自衛隊の給油活動」の中断がもはや不可避の事態となったからだということだ。それを自身の「責任」であるとしながら、国民に対する謝罪どころか、まっとうな詫びの言葉さえない。

しかし、この際の最大の謎は米豪首脳との当然相当に厳しい内容であったろうと思われるその会議を終えて10日に帰った首相が、同日に行った「米豪首脳との確認的約束」の言いっぱなしの所信表明演説をするばかりで、直後の首相の辞意表明が、残された最善のもしくは最良の対策と考えられるとの判断にもとづく決意であり、退陣表明日の午後、当然の予定の所信表明に対する野党党首たちの本会議場での質問のための時間を、自身の捨て身の行為についての事情説明のための記者会見に置きかえたことだ。そのときの釈明の言葉と、それを受けた12日の与謝野官房長官の記者会見によれば、事をそこまで追いこんだのは「小沢一郎氏の会談拒否」であると言っているかのような意味合いのものであるらしい。

本来であれば、安倍氏の「責任」とは民主党との会談を成立させることなどにあるのではない。これは模索する方策の1つにすぎない。安倍氏の論理によると、民主党との会談にこぎつけることができないことによって「責任」が発生するのであり、その責任はせめて退陣によってのみ果たされる可能性を見出すことができるというわけなのである。即ち「新たな首相のもとで局面を転換」したうえで、「テロとの戦いを続けてほしい」と望み、唯一の責任であるかのような給油活動の存続を安倍氏は願い、身を捨ててそこに希望を託したわけである。しかし格好としては、後継の首相に丸投げし、自らは入院、党内への謝罪は病身から回復したばかりの官房長官与謝野氏にこれまた丸投げした形になった。恐らくは安倍氏の衷心を汲んで与謝野氏はその安倍氏の「身を捨てて浮かぶ瀬もある」かもと考えて治療休養のための入院を勧め、党内への謝罪を代行して回ったのであろう。

彼が真に負うべき責任は2つ挙げなければならない。彼のいわゆる国際公約を果たせない対外的責任、つまり内閣の信用を裏切ったこと、無駄な所信表明演説をして野党の質問準備を無駄にするとともに、対立候補のポピュリストチックな政策発表の要求とその尻馬にのって騒ぎ立てたジャーナリズムの徒になり長く国会を空転させる事態において、彼は何らの指示も希望も述べることなく、公の場から姿を消したことである。これでは、ただ無責任に公の場から姿を消しただけだ。

こうした失態を放っておいた党の対応についても批判は方々で噴出しているが、今問題になっているのは、麻生氏の対応である。麻生氏は9月10日の所信表明後（麻生氏本人談）、安倍氏から退陣の相談を受けていた人物である。当然ながら麻生氏は安倍氏に退陣という決断を見直すように言ったが、安倍氏は「(派閥上役には) 当然相談に行くだろう」と予断し、麻生氏自身が森前首相らに報告には行かな

かったと言う。そして、衆院本会議の行われる 12 日当日退陣表明が行われると、麻生氏は即座に総裁選出馬に名乗りをあげた。当人の辞意を知ったのは月曜といえば月曜であり、火曜といえば火曜であり、今日といえば今日であるとも言える、と渋い顔をして記者の質問を外らしながら、他方でこの一連の出来事のある週刊誌などは「麻生クーデター」ともかき立てて憚らない。(19 日になって麻生氏は「他にも辞任の意向を聞いた人物がいる」と言って責任逃れをし、さらに 21 日にいたっては 2 度聞いたという話も出た。)

国会会期中でもあり、政治的空白を回避するため総裁の早期決定は必定であるとの判断から、自民党執行部は自民党総裁選の予定として、13 日公示、19 日投票日としていたが、大きな声の党内からの批判を受けてマスコミの論調にも支えられて、投票日は 23 日に延期された。これを受けて、石原伸晃政務調査会長が会長を務める自民党東京都連は 14 日、総選挙の予備選実施を決定した。「開かれた総裁選挙を行わなければならない」(asahi.com 2007 年 9 月 14 日)とは予備選実施に当たっての石原会長の言葉であるが、13 日の麻生氏立候補後の「福田雪崩」に対する若手議員や麻生氏本人の「談合」だの「密室」だのとする発言と何らかの接点を持っているように思えてならない。総裁選投票日が当初の 19 日から 23 日まで延期したのは、執行部に加わっていた麻生氏の思惑ではなかったかどうかは別として、8 派閥を従えた福田氏を相手にする状況になり、当然威勢のいい若者層の支持に期待できる麻生氏にとっては「選挙期間が長い方が支持が広がり、国会議員や都道府県連票の行方に影響するのでは」(読売新聞 9 月 14 日朝刊)という見方も出た。

福田氏立候補が固まった翌日、麻生氏本人や陣営からの「談合密室」(麻生氏)や「派閥の人数の足し算で決まる」(鳩山邦夫氏：読売新聞 15 日朝刊)などという発言が新聞各紙で大きくとりあげられたが、これらの発言はまもなく撤回される兆しを見せる。1 年もの間、政権獲得競争から身を引いていた福田氏優勢という想定外にしておいたと言うべき、排除すべき事態脱却のための一種の策謀とも言うべきだが、麻生氏および同氏陣営の動きはすぐに政策本位のあり方に転換されたと言うべきであろう。読売新聞は「福田雪崩」現象を寧ろ派閥からの脱却という論調で切り返している(15 日朝刊)。16 日以後、テレビ番組の対談などで麻生氏自身が「談合」発言を撤回する態度へと変わっていた。自民党内の反発を買うことを麻生氏側が恐れたことも理由の 1 つにあげられるだろう。16 日は、福田麻生両氏が東京・渋谷での街頭演説を行った日だが、当日はメディアは専ら街頭演説の評価を伝えていた。両氏の違いは「ほとんどない」が福田氏の支持率は上がっているというのが大筋である。ところが、17 日になって、例えば読売新聞朝刊では同紙独自に行った「総裁選議員動向調査」の結果を伝えるにあたり、「『派閥の方針』で福田氏に」という文言を見出しに用いた。読売新聞は福田氏支持を概ね示しているものの、福田支持優勢の理由には「派閥の方針」が大半を占めたとする。単に調査結果を無味乾燥に言ったまで、ということなのかもしれないが、対する麻生支持には「麻生氏の魅力『選挙の顔』」と、麻生氏の大衆「人気」を知らせる見出しを付している。さらに「各派の結束どこまで」と題する囲み記事にも、各派閥の麻生支持議員に取材して突き止めたという支持理由として「派閥主導で総裁が決まることへの厳しい批判」とし、一時は派閥論を切り返したものの、15 日に続いて改めて鳩山邦夫法相のコメントを載せたほか、新たに山崎派の山際大志郎衆院議員のコメントも載せている。両氏のコメントは以下の通りである。

「派閥の談合で総理・総裁が決まる姿を見られたら自民党は終わりだ」(鳩山氏)

「(派閥は) 政策グループなのに政策なんて何もないではないか。福田氏は見識、経験ともあると思うが、みんなが推してくれ、受かるだろうということで出るなんておかしい」(山際氏)

「人気」については、小泉元首相の就任以来ジャーナリズムが挙って書き立て、市民を今の状況に追いやったといっても過言ではない言葉としてここでも是非とりあげねばならないが、「談合」「派閥」などの麻生陣営の発言もまた福田氏陣営を今様の「古い体質」という悪い印象を呼び起こすのには格好の言葉を選び出したものであろう。故意に悪い印象を与える言葉を、その言葉とは一致しない対象や状況を言い表すのに使うことには、麻生氏および麻生氏陣営の思惑があるだろう。自ら率いている「派閥」のことは棚上げて相手が獲得した派閥票のことだけを問題にする、これは公務員の天下りをことさらに糾弾するジャーナリズムの総本山たる各新聞社がしていることによく似ている。単に悪い印象だけを人心に残し後に大きな害となるのを自らの得としてしまうのは言い得ならぬ「言い毒」である。本格的な政策論争が展開されはじめる 17 日までこれらの「言い毒」が撒かれたのである。

麻生氏およびその陣営の「言い毒」を広める行為は、寄席芸人のそれに等しい。これにジャーナリズムの放つ「人気」にもとづく言い毒が加わってゆく。23 日の選挙では福田氏が選出されたものの、麻生氏の得票数も 200 票に近づき、一般には間違った改革との見方の強い小泉氏の改革路線を引き継ごうと勢い込む麻生氏を支持する層が意外に厚いことを思い知る形になった。アジテーション力の強い麻生氏の愉快的「毒」舌とジャーナリズムのマス性の口「毒」が相乗効果をなした結果とも言えよう。麻生氏が発する言葉は即座に四散してゆくだけのものであるべきだが、これが非情にも機知に富み、それゆえ「芸人礼賛」を否定しない一般の人の心を容易に掴んでしまうのである。世の中は今や「人気」だけが勝敗を決する因子となり、それ以外のものは受け付けないという傾向もないわけではないのである。不安定な社会であるという事実の方が深刻であるということも、有権者の大半がわかっており、福田氏の支持率の高さがそれを物語った。芸人ではなく本物の政治家がほしい、国の行く末を正面から見て適切な対策を講じ、問うべき点を問題にして政策を立案する与野党協調、政官協調の路線を取れる首相が必要とされた結果が今回の福田総理の誕生につながったのは紛れもない事実なのである。

16 日に福田麻生両氏はそれぞれ政策構想をまとめたが、各新聞紙面に掲載されたのは 17 日の朝刊である。ここでは読売新聞 17 日朝刊より、キャッチフレーズと基本理念(麻生氏の場合【私の目指す日本】)を引用する。

福田氏 「希望と安心のくにづくり 若い人に希望を、お年寄りに安心を」

くにづくりの基本理念＝・改革を進め、その先に目指す社会 ・自立と共生の社会
・ストック型(持続可能)の社会 ・男女共同参画の社会

麻生氏 「日本の底力 活力と安心への挑戦」

【私の目指す日本】・社会保障や安全網を強化し、安心して暮らせる社会をつくる
・老若男女が元気に社会参加し、働きがいのある日本をつくる
・明るい活力ある高齢社会をつくる

- ・個人が豊かさを実感できない経済大国から脱皮する
- ・量の拡大から質の充実へ。住みたい日本をつくる

両氏の決定的な違いは、麻生氏は「社会保障」として取り入れて安心に言及し安全ネットを忘れずに挙げてはいるものの、活力と経済の繁栄を根本とする氏の問題の中心は飽くまで活力ある経済にあるというが、他方で、福田氏は、安心に対する配慮が大きく、安倍氏が辞任に追い込まれる原因の1つになった年金問題や雇用問題に対応する施策を早急に行うことが次期首相に強く求められていることを的確に捉えているというところであろう。

バランスを重視し慎重なタイプの福田氏の言葉の選択には、それでも問題なしというわけにはいかない。言い損じはあったにしろ、理念に掲げた「自立と共生」は二度ほど共生を共存と言いかけた後の訂正によって言い当てたものであるが、「共存」の語を選ばなかったことは正しく、これについては異論はない。この表現が1998年に民主党結成時の基本理念に盛り込まれたもので、20年来小沢代表が好んで使っている言葉であったが、そのことについての附言がまったくなかったことについて小沢氏は早速不快の念を表明しているが、しかしそれはとにかくそれだけの捉え方ではなく両語の意味の違いに深く思いを致し、平和共存などと熟して用いられる「共存」ではなく、環境論などに重い意味をもって言い分ける「共生」というこの言葉の方を掲げる意味は的確に理解されなければならない。福田氏は民主党との協調路線を主張していると言い捨ててしまうようなマスメディアの二流の見方ばかりを追ってしまうと、今後の自民党の政権保守の手段でしかないように捉えられてしまいもしようが、それでは理念としてのその中身もキャッチフレーズ「希望と安心のくにづくり」との連関もなんら意味をなさないことになってしまう。確かに福田氏は民主党との協調のために「話し合い解散」についても言及しているのかもしれないが、問題はそればかりではないはずである。一方、キャッチフレーズに掲げた「希望と安心のくにづくり」は「若い人が希望を持てるような仕組みづくりと、お年寄りが安心できるようなくにづくり」を言うもので、それぞれをとともに重視するということと言うものと考えることができる。そしてその場合、「活力」をもって生きるという現象偏重の捉え方よりも、原因となる心の問題に一步踏み込んだ「希望」問題としての捉え方の方がすぐれていると言えないことはないが、確かに今何とかしなければならぬ若者、年配層への配慮をそれぞれに分けて取り上げることは重要であろう。

しかし遺憾ながら、働き盛りの熟年層は直接的な対象としては含まれていない。「若い人」と「お年寄り」の生活条件が満足すれば自ずと熟年の生活も保証されることになるということも言えるだろうが、しかし、熟年者における **working-poor** 問題は経済的にも精神的にも遥かに深刻な問題と言えないであろうか。それは単に普く取り上げてこそ政治の本分を果たすことになるのではないかというには止まらない問題であろう。

また、未来への「希望」やそれが保証されて成り立つ「安心」というのは、日本語ではそれが本来ははっきり「全」の意味の問題であることを示しているすべての条件を按じ案じて安んずる「安全」の姿勢があってはじめて現実のものとなりうるのが本来的である。厳しい言い方をすれば「希望」も「安心」

¹ 「くに」は「国」ではなくかつては「地」と書かれたことなどについては、今回緊急の論評を準備するため、次号に延期した「地産地消」についての紙面で詳しく説明する予定である。

も「安全」なしには、ペテンになりかねないときえ言えよう。

福田氏が総裁選で掲げたキャッチフレーズに盛り込んだ、今正に問題になっている年金問題や雇用問題を研究してゆくにあたり、将来的であってこそ安全問題は正しく「安全」の問題として捉えられるが、そのとき安全問題こそ、正しくもしくは真に政治の問題なのであることが明らかにならざるをえない。

今日安全は安心と無造作に並べて口にされながら、その2つの関係についての妥当な考察がないがしるにされていると思われる。「安心」は、安心立命、大安心などと言われるように、深く宗教に結びつく観念である。遂には宗教によって安堵が得られるようなもので、外的な安全によるばかりで終わるものではないが、しかし、いわゆる「保険」によって他力的に保障されるばかりのものではない。厳しくいえば、神仏などによる加護によってはじめて決定し決着するようなものなのでもある。母親が子供にただ目先の「安心」を与える場合もこれに準じ、母親の半ば絶対的な加護があるからこそその安心なのである。加護を保障できる人や物あつての安心ということなのである。近年盛んに「安全・安心」あるいは「安心・安全」と安心と並列して使われることの多い安全だが、これについては勿論安全工学における安全ばかりが安全でないことに留意しなければならない。

世の中で一般に捉えられている「安全」とはむしろ安泰と言うほうがふさわしい。危険がない状態や無事な状態として危険と対置させられることの多いこの場合の安全は「全」の持つ「欠けめない」「まるまる」という意味も「安」の持つ「通過行為」の意味も超えたその結果状態を表すだけで、これは安全本来の意味としてはまったく用をなしていないと言うべきである。安全とは本来行為とその結果状態を両方含む言葉で、「所期の目的を達成してなおかつ別に害毒の伴わないこと」と定義でき、これを実行するための制度の整備が必要となる、乱れやねじ曲がりやを正し治める政治そのものを指すと言って過言ではない言葉である。安全を国家社会に則してみれば、経済問題を含めて究極的には政治の問題に外ならないと捉える安全学研究所の主張については、また機会を設け改めて述べる必要があるが、ここでは安全と政治はイコールで結ばなければならないということだけを述べておく。しかし当然のことながら、安全の「全」が示す「欠けめない」を満足させることは現実には不可能であり、安全は、所期の目的を達成するだけの「安分」がその意味するところとなる。もし、これを些か安直に過ぎるクライはあるが、社会的弱者についてではなくエリートや指導者について言うこととすれば、時を知って身を引く、後輩や後生にゆだねるべき時期を見損なってはならないということこそ安分的安全にとってもっとも重要であるということになるが、もし今回の事態に当てはめて言うとするならば、安全と安心は、安全だからこそ安心が成り立つという関係性を持つものだと考えられるが、政治が取り組むべきなのは当然安全であるということになる。

福田氏は「希望と安心のくにつくり」をキャッチフレーズとしたが、政治が行う「くにつくり」に希望や安心の語を「の」で直接に結びつけては具合が悪いということはずでに明らかだろう。希望も安心も、加護を受ける側が享受すべきもので、「くにつくり」を行う政治が希望や安心の中にあつてはならないのである。「くにつくり」には政府による安全保障、つまり国家として成り立つための、あらゆる制度の整備が必要とされるべきなのである。キャッチフレーズという性格上、一般大衆に受けやすい言葉を選んだものとも思われるが、政治家としてなすべき問題を一々の説明を厭うことなく人々に投げかけるのも、選択肢の1つとしてよかったのではなかったのではないのだろうか。この際、安全と安分の関

係から今回の内閣をめぐる不祥事について最後に一言言い添えておけば、これを言うことにならざるをえない。

意図はとにかく結果としてはあきらかに、安倍氏について、辞めるべきときに続投させ、そのように国家国民の利を企めるかのように宣伝すると同時にそのように振る舞い、権力の極致を手中にしようと赤子の手を捻るように前任者をいたぶり操り、戯れの喜びに浸りながら野望的利己の完遂を企てる、それが麻生氏の仕業であるという疑いが色濃くつきまとうが、死の「言い毒」を撒くのもはやおしまいにならなければならないであろう。しかしながら 23 日の自民党総裁選の開票結果にみる麻生氏の逞しくもある「善戦」に照らしてみれば明らかなように「言い毒」はびたりとそれで収まるわけではなく、季節遅れの言い毒が続くことは当然予想される。安全的立場からは当然引き続き今後とも永くその対策のための労を覚悟しなければならない。

新総裁候補について 選ぶべき人をどのように評価するか

杉野元子

福田康夫氏が総裁選候補に立った。突然放り投げ辞職した安倍総理に代わっての新首相にはマスコミ評では福田氏の当選が確実視されている。

ここ数日の急激な事態の変化は、10 日に所信表明演説をした安倍氏が野党からの代表質問を目前に 12 日に辞職するや否や、麻生氏が次期総理確実との予測報道で「まんが株」が上がったとか、いわゆる小泉チルドレンによる小泉氏再登板の要請とその試みが潰えたことなどが報道されたが、それが福田氏の立候補表明によってたちまちに状況が一変、各派閥が支持表明し当選を確実視された。安倍氏や麻生氏に対する評価の声も刻々、さまざまに変わり、比較的落ち着いているものの福田氏に対する評価も甲論乙駁、さまざまである。

当初、無責任との批判の強かった安倍氏の突然の辞任に対しても、国内のみならず海外でも厳しい批判の声が上がったようであるが、産経新聞のように海外では高評価との声もあるという紹介や、この 18 日になると病気だから仕方なかったのだという岡崎久彦氏のような有識者の声が発せられたりもしており、今後めまぐるしく変わることが予想される。また、まさに選挙を闘う麻生氏と福田氏については事実報道にも憶測が混じり、虚実入り乱れて不思議はない。

安倍氏辞任表明直後の麻生氏の次期総裁確実ムードが一変したのは、麻生氏自身が漏らした一言によって、どうやら氏が真っ先に安倍氏の辞任決意を聞かされながらも辞意を止めることも、逆に所信表明演説を止めることもせぬまま、そのことを一人胸の裡にしまって決定的な形を作り上げる結果にしてし

まったのだという理解から、麻生氏への議員たちの激しい怒りや批判が起こったことによるようである。結局、慎重居士といわれてきた福田氏のすばやく断固たる立候補表明は、裏での密室内での派閥談合の支持にもとづくものであり古い自民党に戻る選択だとして、ただちに野党による得たりとばかりの攻撃に根拠を与えた麻生氏のすばやい闇雲の批判を招いたにも拘らず、経験豊かなまっとうな政治家の登場として歓迎され、前回は高齢理由で出馬を断念したこととまったく矛盾している、という難癖をも寄せ付けず、依然として好印象をもった手堅い支持を得たのである。支持のための相談や意見の交換と、非難されるべき密室の談合といわれるべき「談合」との違いについて述べるのは後に譲ることにしてここでは控えておくが、とにかく当初の19日開票の超短期決戦予定がいわゆる小泉チルドレンたちの主張で23日に延長されたことなどこそ却って、国会をないがしろにする非難を当然に招くことであるにも拘らず麻生氏自身にとって有利であるからなされたのだ、と一歩非難に踏み込んだ憶測の対象となって不思議はないといえよう。福田氏が逸早く議員票を固めたことでの大勢の逆転に対処するための得意の大衆人気による地方票取り込みに賭けざるをえなくなった麻生氏の心境を最もよく反映しているものといわざるをえない。

参院選大敗後の支持率低下の中で安倍氏が続投を決め、むしろとくに辞めなかった理由に首を傾げられている中で、辞任表明して直後に入院してしまった未曾有の事態惹起の真因は何だったのか。参院選惨敗直後の四面楚歌の状況下の安倍氏の続投をまっさきに支持し、今回の内閣人事を任されていた麻生氏が何らかの強力で安倍氏辞任の決意に噛んでいることは想像に難くないのだが、ともかく辞任を最後の最後まで知らなかった官房長官与謝野氏が入院を勧めたためか、麻生-与謝野のクーデターだという無理な憶測まで流れたりした。このあたりは麻生氏の^{ひととなり}為人を知り評価する上でも興味深いところではあるが、総裁選が政策の議論でなく泥仕合になってしまうのを避けるべきだという与謝野氏の意見が効いたのか、マスコミもそこに焦点を当てないような慎ましい報道にとどまっているようであるが、ただ一言言わざるを得ないのは、安倍氏の引き際の稚拙さが国会の不毛な空転を生じさせたこと、その責任は麻生氏にもあることは明白だ、ということである。国政の重要な時期に、演説だけして野党の質問は受けず辞任し、限られた会期を自民の総裁選、首相選びに空費させ、例えば重要な国際会議にも日本の代表が出席できないようにもしてしまった。安倍氏が引き際を誤ったのは確実だが、それをどれだけ麻生氏が誤らせたのかについては、ここでも与謝野氏の良識ある意見や姿勢に従って、これ以上は取り上げない。

今回の自民党総裁選は一般選挙ではないが世論形成者の一人として特にいま国民のすべてにとって重要なのは、さまざまな意見を知るばかりでなく、その意図や示唆するところは何なのか、その結果何が将来されうるのかを見極めることであると思う。

この際まづ批判を欠かすことができない基本的なものとしては、相当に広く行われている「誰がなっても同じ」という言い方であるが、それは常にみられる安易で陳腐であり、まことに投げやりな態度にもとづくものであると言わなければならない。政治家とか政治というものみんな一緒に汚く、その発言は政略的戦略的で耳を貸すほどのこともなく、その意見はとるに足らない虚声とされて然るべきであるという意見はいわば批判を許さない絶対的権威を帯びて流布しているといつてよい。しかし、それは何もかも一括りにして事の吟味をはじめようとしないうちに斜に構えた不毛な態度であることは言

うまでもない。

たとえば、東京新聞の15日付社説などは、安倍氏の振舞いの責任を自民党は償うべきであるという非現実的なことを述べ立てているが、一体どこの誰がそのように自民党を一糸乱れぬように統制しているというのか。もしそのような統制があるとすれば、敢えて言えばの話であるが、それこそ却って国会議員一人一人の意見も言えぬ民主主義否定の体制があるということにもなってしまうのではないか。そのことが自民党の評価を下げて不思議はないけれども、問題はどのようにしてそのようなありえないことが起こりえたのかである。現在の状況をよくみれば、繰り返し報道されているとおり与党だけでなく野党第一党である民主党もやはり一色には捉えきれないのであって、小泉張りの歴史を知らない幼稚なナショナリズムと強者絶対の市場至上主義へ傾倒する流れも強いが、市場経済社会などでは誇りが薄れ綱紀の乱れきった官僚たちに限らず、常軌を逸した不法行為などは日常常識的なものとなっているのは言うまでもない。それでもしかし、こうした全体的連帯的責任を問う意味のない言辭は先に述べたように力をもたないわけではなく、真つ当な批判的検討を棚上げし停止させてしまうような影響力をもつ。

野党政治家であれば言い方の工夫はいろいろできても、なかなか自民党反対意向は立場として変えられないであろうが、マスコミはそれぞれの言動とその行方、結末がどうなったかという基本的な事実を外さずに報道するべきであり、それがなければ世論操作、しかも扇情的な世論操作だという批判を結局は免れえないことになる。今回の辞任劇の場合、立候補者自身やさまざまな評論家のいい加減で誤った言いがかり的発言に一定期間は相当の影響をもたせてしまい、結局、言い得にさせてしまうような報道はできるかぎり、避けられるべきである。反って有権者国民大衆はそうした扇情的報道が成功しないような批判力を備えるべく受け手としては努力してゆかなくてはならないが、マスコミの発言の無責任さはジャーナリズムを反権力性を備えた国民の絶対的正義の味方として、体制に反対しさえすればよく常にその発言には一目置かれるべきであるという慎重さを欠く浅薄な思い込みからの結果なのだろうか。

世論が誤った方向を支持すれば惨憺たる結果を生むことは例えばアメリカのイラク派兵の失敗にいまや明らかであろう。失敗を認め率直に軌道修正するのが早ければ早いほど、たとえばイラクのことであればアメリカは何千人もの不毛な落命を防ぐことができたであろう。勿論これからでも、しないよりは遥かにましである。日本に関して言えば、アメリカへの派兵協力には賛否両論あり、賛成の中にも協力拒否が非現実的だから渋々というのと、当初から積極的に賛成し今もなおそう考える岡崎久彦氏のような人も少なからずいるであろう。いずれにしろ、派兵協力をするには逆にテロの標的になる覚悟も必要もあるが、それだけではなく更に具体的にそれをできるだけ回避する工夫が不可欠である。テロ特措法のようなものの制定に伴う公安警察や警備警察力強化による弊害にはその防止のための嚴重な配慮を欠かすことができない筈である。次々に単独で強引に法律を通していった前首相のやり方には総合的に安全を図る姿勢などなく、あらゆる面で慎重さに欠け、今尚ひどく不安を覚えさせる原因になっていることは少なくないのであるが、まだ混乱結果が現状の程度で済んでいるのは首相本人以外の人達の賢明かつ懸命な努力によるものであることは特に改めていう必要はないであろう。

世界の現状についていえば、アメリカでは戦争反対のデモがさかんであり、イギリスではブッシュ支持のブレアがブラウン政権に交代し、オーストラリアでさえ強力にアメリカに支援を約束している首相

は世論の支持と大きく乖離している。どの国でもその世論は戦争から平和への方向転換を求めていることを忘れてはならない。もちろん、世論へのまったくの追従もしくは反射的反映によって物事を選択するのはむしろ選択放棄もしくは拒否であるともいえる。しかし逆に、政治家が世論を無視していわゆる「強いリーダーシップ」なるものを更に強化し、具体的には独裁的権力の濫用や腐敗を防ぐための防止的安全策を講ずるに吝かで、権力分立や合議などの制度の工夫やしきたりなどを重視せず、遂にはセーフティ・ネット機能を惜しげもなく破壊するのは論外のことなのである。民主制運用の最低限の要諦はいかに衆愚制に墮することを防ぐか、防ぎうるかの努力いかにかかっているが、積極的にはすべての人がいかにして自由や幸福を享樂し、繁栄を享受したり福祉に十分に与ることができるかを考えてゆくことである。

今度の自民党内の狂気とボルジア的陰謀のちらつきを見ざるを得ない政変に戻ってもうひとつ指摘しておけば、新総裁選出のための「談合」非難を和らげるためなのかどうか、神奈川県自民党議員が自身の選挙権行使にあたってその投票先に決定を選挙区内の党員投票に委ねたということがあったと報じられている。それに対して、「東京工業大学の田中善一郎教授（政治学）は『理屈では分かる』というが『派閥の視点ではなく、候補者の政策と指導力をみて、玄人としての1票を入れるのが選挙で選ばれた者の責務だ』と指摘。議員の主体性に疑問を呈す。（朝日新聞9月17日）」と良識的な批判が紹介されている。この際の投票依頼は一体何を意味するのだろうか。多数決信仰の愚かしさを指摘する以外に言う言葉を知らない。信念も意志も欠如した世論動向追従一辺倒の姿勢は劇場政治の毒にあたった結果なのではあるまいか。

議員一人一人に求められる主体性は見識に裏打ちされた主体性でなければならないことは言うまでもないことだが、一々、選挙区内党員の投票によって自己の行動を決めるという者に国会議員たる資格がありうるのだろうか。そのような国会議員は党派全体の団結と党員サービスとの矛盾に苦しんだことはないのだろうか。

主体性の否定は却って党派の存在意味の閑却にも通ずる。意志や信念といった行為行動の原動力や責任がなければ、単なる投票機械であるということになるが、投票行動は何によって決定されることになるのだろうか。今回は上からの指示がなかったのであるが、そのために下からの指示をまったということになってしまうのだろうか。

現在、素人と同じでないとか、素人に分からないということだけから見識や玄人判断を非難の対象にするおかしな意見が世に横行しているが、見識ある精確で見通しの確かな判断のできる人が素人と別の判断をすることを許さないこの風潮をこそ、逆に問題視しなければならないのではなかろうか。作家にはたとえば広辞苑に書かれていない字は一切使わないと決めている立派な方々もおられるが、物書きが一般の人たちの表現や知識を養うという責任はないのだろうか。この点に関してはむしろルビ復活というものを本気で考えながら、学校外での社会教育を普及して行くことが大切であろう。いまや多くの大学でエクステンションセンターと称して生涯学習に取り組みながらこれを謳い文句にしているが生涯学習というのは単なる知識に限るもので、思考力の涵養は対象外なのであろうか。

今回のように国会開会中で候補者に関する検討の時間もろくになく、大半のひとが普段からずっと次の首相を誰にすべきか考えていたわけでもなかりょうに、短い時間で投票用紙を配り無理に投票させて参

加欲を満足させることが、実質的によりよい政治的選択をするためにどれだけ効果があるというのだろうか。むしろ茶番劇に等しいといったら言い過ぎであろうか。そのような議員は通常、選挙区民とどのような関係にあるのだろうか。ここではむしろ買収を含めた地元の利権の言いなりになるおそれをひしひしと感じざるをえない。そこまでいかないにしても、その議員たちは政権を誰が担えばよいかについて自身の意見でもなく身近な親しい人間に相談するのでもなく、しがらみもないかも知れないがつながりも薄い、それこそ投票権をもっているという私的な利権のつながりしかない大勢の意見によって決めたことになる。確かに受けはよいかも知れないが、そのような人間がどうやって政権内で全体の安全のために責任を担い、仕事をするのできるのだろうか。いわゆる地元の利益だけに奉仕することになってしまうのではないだろうか。

直接選挙は衆愚政治化しやすいと言われるが、政治の密室化秘密化を防ぎ透明にして独裁化を防ぐのは、根気のよいワンフレーズなどでない筋の通った説明によって世論の了解を広く求める努力であって、選択を安易に「みんな」に委ねたり、特定の誰かに委ねたりすることではなかろう。吟味不十分な意見をふるいにかけて政治選択の質を高める工夫を単純に否定するのではなく、積極的に選挙区民たちの啓蒙にも努めながらその意見卓見のすぐれた運用活用を考えるべきなのではないだろうか。

冷戦終結以後、世界は安定的な国際秩序形成までの過渡的な世界的な変動期にある。ソ連崩壊後、すぐに火薬庫ともいえるバルカンや東欧に紛争が起こり、ブロック化して比較的安定した秩序形成に成功したヨーロッパ主導の努力でようやくそれが終結したのに対して、紛争多発地域である中東イスラエルなどの安定化は失敗し、グローバリズムを唱えながら一国覇権体制をめざすアメリカはテロの標的となったことをきっかけにして、日本などの先進各国を巻き込みながら戦争を続けている。韓国、シンガポール、台湾などの先進国に数えられまでに成長著しい国々を含み、いよいよ大国中国やインドの台頭期を迎えながら未だまとまりのつかないアジアの中の日本の、今回の首相交代は間違いなくこの変動の流れの中の重要な分岐点のひとつである。その方向転換がどのようになされるのか、どのような本質的転換が図られるべきなのか。

これまで小泉、安倍の路線には米国追従の姿勢、アメリカ一國支配の推進促進姿勢しかみられなかったといって過言ではない。父福田赳夫氏の「福田ドクトリン」を受け継ぎ、東アジア共同体構想を主張する福田氏にはそれと異なる路線をめざすことは間違いないところであろう。さらに言えば、今回の福田氏の立候補、総裁選任には、とくに小泉氏からはじまったポピュリズム政権の一応の終焉がやっと到来する好機がきたとみるべきである。もっと大胆に予測してみれば、これで改革の前半であった破壊が終り本当の新しい建設的改革がはじまり、うまくすればそれが保守大合同の形に結実するかもしれない。

今回の総裁選に即していえば、麻生氏と福田氏は同じ自民党に属するために当然ながらその対立点は目立たず、もっとも顕著なのが外交に対する考えの違いであると言われる。それはとりもなおさず、日本の過去の歴史に対する評価の違いである。これは根本的本質的な違いであってそれこそが隣国と共有できない歴史的事実というのか解釈というべきかに基づいて数々の失言を繰り返す麻生氏に比して、福田氏に堅固な安定したという評価がなされ信頼感が抱かれる理由かも知れない。そもそも信用や信頼は言動や行為の蓄積の結果、つまり歴史的経緯によって培われるものだが、福田氏への支持が麻生氏のおもしろ発言連発によっても容易に突き崩せないのは、談合的派閥を突き崩せないためというよりは官房

長官のときの啞然とするような鮮やかな引き際や失言の少なさ、中国、東アジア覇権だと揶揄されながらも言いがかりや言質をとられないそつのなさという過去の記憶、人となりの認識に相当に支えられているとみるべきだろう。

もう少し表面的なことだが憶測の少ないもう一つの違いを指摘するとすれば、市場と国家の関係に対する両者の姿勢である。麻生氏が格差社会是正をいいながらもその手段としては産業振興の目玉としての漫画やアニメを挙げ、企業活動の活性化を挙げるのに対して、福田氏は若者が希望をもつことができ、年寄りが安心して暮らせる社会を、といい、ストック経済をめざすという具体的ではないながらも国民生活に踏み込んだ言い方をしている。市場への国家の介入を否定せず調和的に扱う点で、また小泉政権下の竹中氏のような市場の優位を強調する姿勢とちがって安倍氏同様、麻生氏も国家を上位に置くであろうから、その点で大して違いはないようにみえるが、麻生氏と福田氏ではそもそも市場や経済を捉える際の軸足が違うのではないか。しかし、国民の生活を問わずに市場と国家を別物として捉えるとき、そしてそれが国家を市場の上のものとしてみると、結局、市場の自由或いは欲望選好性に対して国家の独自性は警察力、軍事力に代表されるような暴力性に結局求められざるをえないのではなかろうか。

福田氏登場は久しぶりの実力派政治家の首相就任を期待させ、確かに古い自民党を連想させるが、さらに古きよき時代をも連想させる。却ってそのせいなのか、マスコミの批判も自民政権の安定していた五十五年体制の体制反対を表明しさえすればいいという旧弊に陥っているようにもみえる。先にも述べた派閥による密室「談合」、古い自民党体質への逆戻りであるというような批判については、そもそも麻生氏も麻生派なる派閥を作っていないのならともかく、他派閥のみが談合で自派閥議員は派閥の決定からは自由であるという無茶苦茶な言いがかりである。

「談合」とは入札など合意によって決定すべきでないところで合意によって利をはかり、落札者が決定されてしまうことであるが、それが不正とされるのは各自が別々に利をはかる自由競争によって最も合理的な値を決めようという入札制度を相談によって無効にしてしまうからである。市場の不当な寡占独占が進んでいる状況下での弱小業者の協力談合まで不正と言い切れるかどうか、とか、選挙における団体の集票をどう禁止するかという技術的問題はさておいて、こうした選挙における相談や支持のとりまとめを「談合」と言いがかりをつけて禁ずる正当な理由がどこにあるのだろうか。

総裁選が行われると決まった時点で、投票する議員はまったく個々バラバラに相談することもなく閉じこもって決心しろということなのか。数がものをいう多数決制では、党がある程度大きければ内部はおのずから派に分かれ、協調や妥協行動を通してある程度自分の意思を実現してゆく努力をすることになってくるが、その際に必要なのは、投票というやり方を經由するかどうかよりも、最終的な合意形成になるべく大勢の率直な意見が反映され吟味検討が加えられているかどうかである。一人の強力なリーダーがそれぞれの基盤となる支持母体をもっている議員の意見を尊重するどころか、ものも言えぬようにして強引に動かし意志を押し付けるというような先の郵政解散のようなことは本来、あってはならない筈のことである。もちろん、法案が各方面への配慮と妥協でわけのわからないものになり、筋の通った意見があやふや曖昧なものになるというのが現実の多くの姿ではあろう。しかし、その反動で闇雲に強いリーダーシップをもとめ独裁をゆるせば、よほど優れたリーダーを常に輩出できるのならばともかく、練れていない未熟で浅薄な思いつきがそのまま通ってしまうとか、とくに説明不足、論理もなにも

ないワンフレーズ劇場型の政治屋にかかれれば政治の先行きは甚だしく不透明で不安定なものになる危険を冒すことになる。

現在、自民党議員は派閥の中で、どの時点でもまったく意見を言うことができず、まったく自由意志や決定権を否定されているわけではなかろう。現に他派閥であっても麻生氏に投票しようという議員はいる。麻生氏の主張に反し福田氏のいうとおり、現状は派閥による支持とは一応派閥でとりまとめの努力をする程度のことであって、当然、投票は個々の議員に任されているというところをみれば、昔のような派閥の締め付けは不可能になっているのであろう。

今後、福田氏が麻生氏に投票した議員に、小泉氏のやっつけのけたように反対したからという理由で刺客を送って議員の身分を奪うとか大臣の辞職も認めず蹴云々というような制裁をしなければ、党内の言論の自由は相当に確保されているとみてよいであろう。強いリーダー待望の論調の末に、首相が独裁的に振舞いうるようになった現在では、その言論の自由はリーダーの人となりにより大幅に左右されることになる。

言論の自由は体制に反対するときにこそ現実にそれがあのかどうかかわるのであって、イエスマンの行動とその結果からはかることはできない。以前の小泉の解散選挙の際に恐喝されながら職を賭して反対の立場を変えず闘った議員たちはその信念において派閥からもそのリーダーからさえも自由であったが、大半が敗れたのだとみざるをえない。恒産なければ恒心なしというが、結局、自ら有権者を説得する材料と安定した基盤がなければ、信念を貫くことは難しい。それを超える強固な意志と信念がなければ、結局、単に自らの身分の安定のために奇矯な行動によって人気を博したり、或いはリーダーによって割り当てられる組織票を当てにするしかなく、自ら進んで刺客になったりイエスマンにならざるをえないことにもなる。現在の衆院は私たちが選んだのであるが、独裁者にとって便利な議員に事欠かない有様で、きわめて危うい。

福田氏の登場によって、本当の意味でこの市場の生活無視の流れが変わりうるのか、アメリカやヨーロッパを含めた国際社会からの日本の孤立が解消されうるのか、日本が憲法に謳われるように平和を望み「国際社会で名誉ある地位を占める」ために国際秩序安定への一助となりうるのか。福田氏の為人に裏打ちされた足元の確かさが大きな変革を可能にするのかもしれないという期待もできるが、北朝鮮問題が暗礁にのりあげたことが未だアメリカ同様の圧力政治の失敗と認識されていない現状では、なかなか楽観はできない。

政策や方針の違いは違いとして議論することとは別に、いい加減な言論の横行を防ぎ言葉を正してゆくことによって行為をそれが行われる前に正す、このことは単なる個にとどまらず社会全体に通じてゆく地道ながらももっとも肝要な安全の道の第一歩である。今後も政局の折に触れて、批判を展開してゆきたい。

< 寄稿 1 >

読者の方から、会報についてのご感想とご要望をいただきました。安全学の入門シリーズ1「薬と食べ物と水」上梓に言及いただき、特に「食の安全」問題を「すべての人が生涯毎日かかわる」社会的重要なテーマとして、安全学の今後のテーマとして深めてゆくべきである旨、ご指摘いただきました。

また、宮地先生のご寄稿について深い関心を寄せられ、「DNA マイクロアレイ (DNA チップ) の方法ならびに食品に含まれる病因物質とは何か、具体的な事例に関する論説」のご要望をいただきました。

宮地先生に DNA マイクロアレイ (DNA チップ) の方法ならびに食品に含まれる病因物質とは何か、具体的な事例に関する論説のご執筆をお願いいたしました。その際、「病因物質」という表現は学術的にもあまり使わないが、厚労省の衛生に関わる法規等では食中毒を惹き起こす病原菌や毒物などの総称として頻繁に使われているとのご説明をいただきました。

今回のご寄稿は DNA マイクロアレイに絞った内容となったため、食品に含まれる病因物質については割愛されたとのこと。発酵食品・塩蔵食品について別の機会に期待したいと思います。

今後、今回いただいたような貴重なご提案を参考にご要望に沿うべく努力したいとおもっております。ぜひ、ご意見その他お寄せください。

< 編集部 >

DNA マイクロアレイ法について 生物の環境応答の網羅的な一斉解析

東京農業大学准教授
宮地竜郎

本誌 2 号では、ヒトの食経験に匹敵する食品の網羅的な安全性評価の手法として期待されている DNA マイクロアレイ法 (DNA チップ法) について触れました。この手法は遺伝子の迅速かつ網羅的な一斉解析ができるため、その用途は食品の安全性評価だけではなく個々の食品のヒトの健康に寄与する機能の解析、疾病診断やゼブラフィッシュ (ゲノムプロジェクト¹⁾完了済) 等を用いた河川等の環境モニタリング²⁾にも応用することが可能です。2015 年には、解析装置本体とその消耗品の市場は 300 億円程度になると予測されています。

DNA マイクロアレイ法の開発史を眺めてみると、ハード面とソフト面に分けて考えることができます。

ハード面の基本原理は、従来より一種類の DNA について行われてきたハイブリダイゼーション法³⁾をマイクロ化し一度に多数の DNA に関して解析できるようにしたものです。多数の DNA が固定され

た基板、すなわち DNA チップの開発はコンビナトリアルケミストリー⁴⁾に始まるとされています。

DNA マイクロアレイ法は、この考え方に基づいて微細な電子部品を基板に組み込むようにスライドガラスあるいはセラミック上に数千から数万種類の DNA 断片を格子状に整列させたものです。1995 年、スタンフォード大学の Pat Brown らによって DNA チップを用いた遺伝子の発現解析が行われ、その有用性が明らかにされました。DNA チップに固定する数多くの DNA 断片を得るためにはヒトゲノムプロジェクト（2003 年完了）に代表されるように、特定の生物のゲノムの全塩基配列が決定されている必要があります。

一方、DNA マイクロアレイ法を用いて意味のある情報を多く得るためには、ソフト面、すなわち DNA チップ上に固定されている DNA の機能⁵⁾に関する情報の蓄積が不可欠です。今、ある生物がある環境下に置かれることで、ある遺伝子の発現が変化することを DNA マイクロアレイ法によって確認したとします。その場合、その遺伝子の機能が既知のものであれば、その環境がその生物にとって有害であるのか、あるいは有益であるのかを推測することができます。近年、この手法が有効な遺伝子解析の手法として用いられるようになってきた理由として、遺伝子の機能推定を可能にするバイオインフォマティクス⁶⁾の併用によって個々の遺伝子の機能に関する知見が蓄積してきたことが大きいと考えられます。

DNA マイクロアレイ法を用いた遺伝子発現解析として、Hooper ら⁷⁾の研究が知られています。彼らは、ヒトおよびマウス（ゲノムプロジェクト完了済）の腸内細菌として知られている *Bacteroides thetaiotaomicron* を無菌マウスに接種し、小腸組織で発現が変化する遺伝子を DNA マイクロアレイ法により解析しています。

まず、この細菌を無菌マウスの体表面に塗布した後、10 日後に回腸から調製した mRNA⁸⁾ と対照のために塗布しないままの無菌マウスの回腸から調製した mRNA とから、それぞれ蛍光色素を標識した cDNA⁹⁾ を作成します。次に、マウスの約 25,000 種類の遺伝子が固定された 2 個の DNA チップ上にそれぞれの cDNA を滴下し、ハイブリダイゼーションを行います。そうすれば DNA チップ上において各遺伝子が固定されている正確な場所が予めわかっているため、蛍光を発した（発現している）遺伝子を確定できます。しかし、マウスの全ての遺伝子が同時に発現することはないので、DNA チップ上で蛍光を発しない遺伝子もあります。

この実験の結果として Hooper らは、細菌を接種したマウスと無菌マウスの遺伝子発現の比較から、細菌を接種することによって 118 種類の遺伝子に 2 倍以上の発現変化（95 遺伝子が増加、23 遺伝子が減少）が認められたと報告しています。発現量が上昇した遺伝子として、グルコースの吸収に関わる Na⁺/グルコース共輸送タンパク質 SGLT-1、脂質吸収機構に関与するタンパク質（PLRP-2、コリパーゼ、L-FABP、アポリポタンパク質 A-IV）、微量栄養素の吸収を促進する高親和性銅輸送タンパク質 CTR1 などが認められました。この結果は、マウスは腸内細菌 *B. thetaiotaomicron* が腸管に定着していることで栄養素の吸収が促進されることを示しており、腸内細菌を保持しているマウスは無菌マウスよりも少ないカロリー摂取でも体重を維持できるという既知の知見の分子論的な裏付けとなります。

- 1) ゲノムプロジェクト (**Genome Project**) : 特定の生物のゲノム (生物のもつ全ての遺伝情報) の全塩基配列を決定する作業。現在、約 **2,800** 種の生物のゲノムプロジェクトが完了している。
- 2) 環境モニタリング : 環境中の汚染物質の常時監視・測定
- 3) ハイブリダイゼーション (**Hybridization**) 法 : 相補的な DNA 同士は結合するため、片方の DNA を放射性同位体あるいは蛍光色素で標識することで、結合が生じた場所を視覚的に検出する方法。
- 4) コンビナトリアルケミストリー (**Combinatorial Chemistry**) : 医薬品等の開発において目的の化合物を迅速かつ網羅的に見出すためにコンパクトな自動合成装置などを使用して大量の化合物群を作成する方法。
- 5) DNA の機能 : DNA の機能は、酵素等の特定のタンパク質のアミノ酸配列情報をコードする配列遺伝子とタンパク質の発現時期や生産量を制御する調節遺伝子に分類される。
- 6) バイオインフォマティクス (**Bioinformatics**) : DNA の塩基配列等の生命情報を情報科学の手法を用いて解析する分野
- 7) Hooper ら : *Science*, **291**, 881-884 (2001)、伊藤喜久編、プロバイオティクスとバイオジェニクス、NTS、2005 参照
- 8) mRNA (**messenger RNA**) : メッセンジャー RNA は、細胞核内で配列遺伝子 (DNA) の塩基配列を写し取った一本鎖 RNA で細胞核の外にあるリボソームに運ばれ、リボソーム上でタンパク質へと翻訳される。DNA マイクロアレイ法による遺伝子発現の解析とは、環境刺激によってどの mRNA が変化するかを調べることである。
- 9) cDNA (**complementary DNA**) : 相補的 DNA。逆転写酵素を用いて mRNA から作成した DNA で、mRNA と同一の遺伝情報をもつ。

< 寄稿 2 >

川北先生は東京大学、同大学院で倫理学を学ばれ、科学や技術に関する倫理問題を中心に、現代社会問題にまで踏み込んで考究されている研究者です。安全学にも深い関心を寄せておられ、このたび「内部告発」の問題を取り上げられた二編のご原稿をお寄せ下さいました。国立東京工業高等専門学校の研究報告書論文と学会誌の論文要旨として発表されたものですので、アカデミックで密度の濃いものですが、組織に関する安全問題を考える上で欠くことのできない事柄であり、今後安全学研究所でも大いに取り上げていきたい問題をテーマにされていますので、2編同時に掲載することにしました。

< 編集部 >

責任ある内部告発とは何か - 技術者倫理教育のために -

川北晃司

What Is the Responsible Whistleblowing?
- For the Teaching of Engineering Ethics -

Koji KAWAKITA

The obvious way to remove the need for whistleblowing is for management to allow greater freedom and openness of communication within the organization. The crucial factor is the creation of an atmosphere of positive affirmation of engineers' efforts to assert and defend their professional judgments in matters involving ethical considerations. Yet there will always remain a set of norms concerning the responsible whistleblowing by individual engineers. So my view is that the teaching of engineering ethics should contain such rules and steps as C. K. Gunsalus (associate provost of univ. of Illinois) suggests, as well as the precautionary principle. (Keywords: whistleblowing, bad news, the precautionary principle)

はじめに

「内部告発」は教育上とくに扱いの難しい主題に感じられる。しかし技術者倫理教科書の多くがその主題のために、一章や一節を割いているのはなぜか。「内部告発」は、プロの技術者にとっては公衆の健康、安全、福利の方が、自分の雇用者や、キャリアや、安楽な暮らしよりも大事、ということを立てる一つの方法である。プロの技術者はその高い専門能力のおかげで、「内部告発」の主体にも客体にもなりうる機会が多い、という事情もあるだろう。

そこで本稿の目的は、技術者倫理教育上、否応なく課されることになるだろう主題のひとつである、「責任ある内部告発」とは何か（何であるべきか）について考察することにある。⁽¹⁾

I. 内部告発の逆説性

内部の人間が、組織内部に存在する違法、不正、倫理に反する行為に関する情報を、監督官庁や報道機関などの外部に明らかにすること、つまり「内部者による外部に対する告発」を「内部告発」と呼ぶ。しかし内部者からすれば、「内部告発」は「外部告発」ないし「外部通報」と言い換えることもできるだろう。そしてそれに対をなす形で、「内部通報」という用語も実際ある。ここで「内部通報」とは、内部の人間が、組織内部に存在する違法、不正、倫理に反する行為に関する情報を、組織自身が設けた通報窓口や担当役員、管理職などに通報することをいう。この「内部通報」とさきの「内部告発」は紛らわしい。

内部告発者と内部通報者をまとめて、英語で「ホイッスル・ブローアー」(警笛を吹く人)と呼ぶこともある。⁽²⁾不正を放置したまま組織が危険な方向に傾くことに対して、警告を発してくれる人という意味になる。警察官やサッカーの審判が笛を吹くのと同じように、大きな音を立てて、法律や規則の違反に注目を集める、というのが語源で、1960年代後半、あるいは70年代初期に、英語圏で使われ始めた。⁽³⁾

しかし「ホイッスル・ブローアー」や「内部告発者」は善意のこともあれば、それほど善意ではないこともある。情報が正確なことも不正確なこともある。通報の中には、単に組織への不満だとしか見なせないようなものも多く、米国で審査当局が実施している予備審査は「金鉱を見つけるために砂を除くような作業」であるという。⁽⁴⁾

また、日本での内部告発事例に詳しい研究者によれば、多くの有名無名事例を詳細に調べたが、社会性の高い適切な内部通報でも「動機に怨恨的要素が皆無であった事例はほとんどなかった」との報告がある。⁽⁵⁾

にわかには信じがたいような話ではあるが、動機はともかくも通報を受理する側としては、そこから公益に資する部分の抽出に努めるのが筋であろう。告発者は大変エモーショナルであるというのはその通りかもしれないが、そのこととその申し立ての正確さ、誠実さとは直接には何のつながりもない。実際のところ、「内部告発者の動機および人格的安定性は、その告発に十分な裏付けがあるかどうかとはなんら直接的関係をもたないと見てよい」からである。⁽⁶⁾

イリノイ大学の著名な工学倫理学者マイケル・デイヴィスは、内部告発者のまた別な動機を示唆している。米国での過去の内部告発例を調べ終えた結果として彼は言う。内部告発者が、よきサマリア人のような単なる第三者であるケースはほとんどない。彼らは概ね、彼らが暴いてみせる活動に深く巻き込まれている。だからこう考えてはどうだろうか。大方の内部告発が正当化可能なのは、それが公衆への危害(harm)を予防可能だからというよりも、このままでは悪事に連座(complicity)させられてしまうので、それだけは避けねばという義務感の遂行だからであると。⁽⁷⁾

スペースシャトル・チャレンジャー号事故で有名になった技術者、ロジャー・ボイジョリーの事例を考えてみよう。ボイジョリーがOリングをめぐる議論の経緯を内部告発(外部通報)したのは、チャレンジャーの事故後であった。危害はすでに発生済みであり、それに基づき今後の同様の事故対策はすでに考慮済みと思われた。しかし彼は、会社側の記録が改ざん(falsification)されて、自分が共犯扱いされる事態を深く憂慮したのであった。ボイジョリーからこうした証言を引き出したのはデイヴィスの功績であろう。

英国では、ホイッスル・ブローアーへの法的助言、警笛鳴らしに関する宣伝と啓蒙を専門に手がける非営利組織であるPCaW(職場での公的懸念Public Concern at Work)が1993年に発足した。しかし「ホイッスル・ブローイング」は当時、まだ否定的な意味合いに取られることが多かった。ホイッスル・ブローアーという言葉は、メディアに情報を漏らして重い罰を受ける公務員を表現するのによく使われていたからである⁽⁸⁾

それでは、もし動機が純粋に道徳的で、かつ合法的な内部告発であれば、倫理的、社会的に問題なく歓迎してよいだろうか。2000年6月に日本の有名自動車メーカーの欠陥隠しを暴いた匿名社員は、欠

陥自動車は殺人凶器になることを考えれば、社会に多大の貢献をしたといえる。しかし、その自動車メーカーは100万台以上をリコールし、1000億円単位の費用を要し、大勢の経営陣が逮捕され、グループ全体の信用も失墜した。それだけならまだしも、ある食品会社のように、内部告発によって組織が解散すれば、社会全体に対する影響は大きい。組織的不正に関与していない従業員の解雇による失業者の増加、地域経済への影響もある。違法行為を行い、それを放置、隠蔽する組織をそのまま存続させることは、社会にとっての不利益の放置である。しかし同時に、不正に関係のない従業員が仕事や働く場を失うのも、社会にとっての大きな損失である。公益のための内部告発が、他方で公益を大きく損なうこともありうるのは、想像に難くない。

これを帰結主義的に考えれば、公益上の利害得失の長期的（あるいは超長期的）予想次第で、個別に内部告発の是非が決まるだろう。片や非帰結主義的に考えれば、深刻な不正に蓋をすることは、その利害得失の結果予想にかかわらず、許さない義務があるだろう。いや、それ以外の大事な義務も考えられるから、話は簡単ではない。いずれにせよ、苦渋の決断になるのは確かと思われる。

もうひとつ確かなこととして、社会と組織は概念的に対立関係にあるというよりも、組織も社会の重要な一員である。東洋英和女学院大学の岡本浩一らも言うように、望ましいのは、社会にとって価値のある組織が利益を得て維持されること、それによって、社会も利益を受けることである。そのためには組織が健全であることが必要である。よって、社会は、組織をサポートするとともに、厳しく監督し、批判する必要がある。⁽⁹⁾

個人もまた、所属組織をサポートするとともに、批判する機会が与えられるべきである、という前提があればこそ、内部告発の正当化が可能なわけであるが、ここでも、犯罪行為等を内部告発することの利益と、他人のプライバシーなど秘密保護の利益とを比較・衡量することが必要となる。

そもそも他人の秘密を、しかも匿名で暴くのは「密告」と呼ばれ、ふつう卑怯なふるまいと見なされる。市民がお互いに密告しあうよう促された諸国民の悲劇は、すでに知られているところである。では「密告者」(informer)と「内部告発者」(whistleblower)とはどちらがうのか。朝日新聞社会部記者である奥山俊宏の著書によれば、合衆国特別顧問局(OSC)という政府組織に属する、キャプランなる人物が説明するには、「密告者」はお上(official)と私益のために行動する。一方、「内部告発者」は自分の個人的利益をしばしば犠牲にして、公衆の利益のために働き、独裁や権威と闘う。自由のない国では、密告者がはびこり、内部告発者が弾圧される。自由な国では、内部告発者は称賛され、ヒーローとみなされる。⁽¹⁰⁾

ただしこの鮮やかな分類は、たぶん意図的に単純化されたものである。「内部告発者」は、「権威」や「お上」と闘いたいのではなく、本当に公益のためになるならむしろ連携すべきだと考えているだけかもしれない。またとりわけ、「自由な国では内部告発者は称賛される」というのは、「自由でない国に比べれば」という大きな限定がつく。

外部の者にとっても、単純に内部告発一般を称賛してすむ問題ではない。というのもひとつには、一般的に、従業員には「誠実義務」すなわち、従業員は与えられた業務について誠実を尽くさなければならないという法的義務が課せられているからである。従業員は雇われている組織に利する行為をする義務があり、それに反する行いが「誠実義務違反」である。内部告発は、組織の行っている行為を断罪す

るのが普通であるから、少なからず組織の利益に影響を与える。すると、その告発を行った従業員は、組織の利益を損なった場合、誠実義務を違反したことになる。ただし、規定や規範は、公益がより優先する。そして不正を告発するために、やむを得ず何らかの規制や規範に違反したときには、「違法性の阻却事由」を訴えることができる。しかし「違法性の阻却事由」の立証責任は告発側にあり、その立証は容易ではないとされる。⁽¹¹⁾

また、不正確な内部告発はとりわけ有害たりうる。したがって裁判所も、明らかに虚偽である内部告発については、告発者の処分を認める傾向がある。たとえば、中国電力事件判決（広島高裁判決H元年から最高裁判決H4年）では、電力会社の従業員が原発建設を阻止する目的で原発批判のビラを周辺住民に配布した事案につき、「社員も原発に反対しています」「社員は地元の魚は食べません」等の記載がある当該ビラに関して「主要な部分について虚偽の記載がある」などとされ、懲戒解雇が有効と判断された。もっとも、内部告発においては過激な表現が用いられたり、告発者の主観的な評価が混ぜられたりする傾向があることから、裁判例では、このような内部告発のもつ性格をも踏まえたうえで、どこまでの表現を保護するのか検討がなされているようである。⁽¹²⁾

以上では、内部告発の逆説的性質を指摘した。ここで「逆説」とは、「意外だが十分にあり得る事実」程度の意味である。⁽¹³⁾ すなわち、私情を交えぬ告発は皆無に近い。たとえ概ね善意で公益のための内部告発でも、公益を大きく損なうことがありうる。告発は同時に告白（自白）につながる場合が多い。そして、告発者は告発されやすい。外部通報者は組織に少なくとも短期的損害、最悪の場合は致命的損害を与え、また本来は組織のために活用すべき時間や組織の資源を反組織活動のために用いたり、捏造に近い誇張表現を用いたりして、自分自身ルール違反を犯してしまう例もある。⁽¹⁴⁾

内部告発に関する著者である太田さとしも警告する。内部告発を行う者には、一分の隙もあってはならない。自身も別の不正行為をしていたり、みぎれいではあっても違法な手段で情報を集めるなど告発の際に落ち度があったりすると、報復の機会を対象者に与えてしまうのはもちろん、告発の信頼性も疑われることになる、と。⁽¹⁵⁾ ただし、「一分の隙もあってはならない」という表現には語弊があるだろう。必要な内部告発を促すよりも、抑制する効果の方がまさりかねないからである。

また、ボイジョリーによれば、深刻な報復を受けないための一番の防衛策は、力と権威を有する人々から、組織の生産的アウトプットの主要な貢献者として認識されることである。⁽¹⁶⁾ これもまた、「組織の生産的アウトプットの主要な貢献者」になれる可能性に疑問をもつ多数者にとっては、たとえ真実でも厳しい言葉に感じられよう。片や岡本による以下のような促しは、比較的素直に受け入れられやすいかもしれない。すなわち、「人の支持をも最終的に受け得るためには、あなた自身がある程度フェアな人間であり、かつそれが周囲に理解されていなくてはならない。その周囲の理解は、[……]日頃の積み重ねによってのみ形成されるのである」。⁽¹⁷⁾

II. いかに警笛を鳴らさないか

内部告発者を保護するための法律整備が各国で進んでいる。しかし法律では、告発者が周囲から受ける大きなストレスや精神的傷までは防ぎ難いとのことである。⁽¹⁸⁾ したがって、内部告発しないで済ませられるなら、多くの者にとりそれが一番好ましいだろう。そのためには何が必要だろうか。1989年の『ビジネスと専門職の倫理ジャーナル』誌に掲載された、デイヴィスの論文「警笛鳴らしの悲劇を避

ける」を参考にして、考えてみよう。⁽¹⁹⁾

内部告発の必要に迫られる事態を避ける一番単純な方法はなにか。内部告発（外部通報）が必要になりそうにない組織を選んで所属することである。そのような組織は、悪い知らせ(bad news)の扱い方に特徴がある。職場倫理ヘルプライン（相談窓口）のような制度や、法令遵守の教育プログラムなどが論外の雰囲気であったり、トップの姿勢が無責任であったりする組織は、悪い知らせに蓋をして済ませようとする組織である疑いが濃い。

日本のある実務経験者による観察では、鍵は、企業と従業員との間の信頼関係を回復または維持することにある。企業のコンプライアンス（法律遵守）に対する姿勢に疑問があるから、従業員は外部に告発するともいえる。とすれば、企業がこの姿勢をしっかりと示し実践したならば、不要な内部告発のリスクは大きく低下することになる。実務感覚からすると、日本の企業の従業員はトップの姿勢をよく観察している。そして、簡単に盲信する傾向もある。わずかにでもトップがコンプライアンス重視の方向をみせれば、ほとんどの従業員の意識は変わる。少なくとも、会社が変わったことを感じとる。問題はリーダーが真に意識変革できるかにある。仮に虚像であるならば、裏切られたと感じる従業員は外部通報へ走ることになる。その意味で、内部告発は従業員の問題ではなく経営者側の問題でもある。以上のような指摘がなされている。⁽²⁰⁾

制度やプログラムが完備していると紙に書かれていることではなくて、それらが実際に活用されていることが重要である。その情報開示に応じてくれるような所を選ぶ。内部通報制度はあっても利用されていないとすれば、それは組織が完璧だからではなく、その制度が、無駄か、悪くすると報復の糸口としてしか、従業員に見なされていないからと考えられるとデイヴィスは言う。

「幸せな一家」「one happy family」として描かれるような組織が一番あぶない、と彼が言うのも、そのことに関係している。よき時代のみを回想する組織は、悪しき時代がなかったのではなく、悪い知らせには用のない組織である。そしてまさにそのような種類の組織が、内部告発を最も要しやすいという。

正しい組織を選べたとして、未来の内部告発（外部通報）の必要性をさらに減少させるために、個人として試行可能なことは何かあるだろうか。それは確かにある。しかしそれはもはや政治的といってよい行為になる、とデイヴィスは言う。たとえば、内部での自浄作用が期待される公式の経路を無視せず、それをむしろ補強するために、個人的に非公式のチャンネルを築き上げる。上司に影響力ある上層部との人脈形成もそのひとつであるし、同僚および部下との連携は、何より大切である。単独で上役に対立してもうまくはいかぬ。しかし数を頼めばよいというものでもない。一個人が外部通報を真剣に考えねばならないような道徳的懸念に対して、問題意識を共有できる成員からなる集団でなければならない。そして潜在的同盟者の道徳的感性を啓蒙する努力も大切になる。方法はたくさんあるが、新聞利用が便利である。自分たちが直面しうるような問題を取り上げた新聞を昼食時に回覧して、「われわれなら何ができるでしょうか」と聞いてみる。もし潜在的同盟者たちが同じ専門職仲間なら、職場で浮上する倫理問題に関する議論を地区大会テーマにするよう、学協会支部に働きかけてくれるかもしれない。

その他、ひとりでできることも多い。内部告発は、それに至るまで、悪い知らせ(bad news)の利用に組織が失敗してきたことを意味している。しかし見方を変えればそれは、組織に悪い知らせを聞く耳を持たせて、傷を浅くさせるのに告発者が失敗してきたことをも意味している。したがって、なるべく外

部通報は避けたいと希望するのならば、悪い知らせを、それが一番受け入れられやすいかたちで、内部にプレゼンテーションする能力を磨く必要がある。まず、テクニカルな細部と根拠となるエヴィデンスを十分明確に呈示できるようにする。その上で、言葉の選び方と論理展開に注意する。修辞学を学ぶのもよい。苦い薬も少しの砂糖で飲みやすくなる。悪い知らせの中にも良いところはないか。もしあれば、それを先に呈示してはどうだろう。どこも良いところがない場合でも、悪い知らせにまともに対処することで、聞き手の個人的利益が守られる面がたしかにあることに意識を向けてもらう。

要するに「内部告発者には、聴衆のフィーリングに十分な注意を払わなかったせいで、内部告発に至らざるをえない場合が多いのだ」というデイヴィスの警告は傾聴に値しよう。

Ⅲ. 警笛を鳴らすべきか否か

しかし以上のようなデイヴィスの助言は、やや上級者向けと思われるので、以下ではより素朴できめ細かな諸ルールとステップを記して、これらを「責任ある内部告発」に関する条件例と考えたい。

ここで参考になるのは、1998年の『科学と技術業の倫理』誌に掲載のガンセラス論文、「いかに警笛を鳴らして、しかもキャリアを保つか」および「警笛鳴らしの必要化を予防する——大学管理者のための実践的助言」のうち、とりわけ前者である。そこで展開された諸ルールとステップの要点をこれから論じよう。⁽²¹⁾

ちなみに日本では2006年4月から公益通報者保護法が施行されたが、⁽²²⁾ 公益通報者による外部への通報（内部告発）が法的に保護されるのは、少なくとも「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」に限られる。したがって、そのような事実または事実生成根拠の、非在（虚偽）を知っているか、または知り得たはずと考えられる場合には、通報者は労務提供先から解雇処分を受ける危険性ありと考えられる。「知り得たはず」というさきの部分が重大な意味をもつ。そこで、通報者にとって安全で、社会的にも責任ある内部告発のための諸ルール（無責任な内部告発を予防するための諸ルールでもある）を考える場合、第一のルールは以下のようなものになってよいだろう。これはむしろ、科学・技術者として必須の思考・行為規範と言ってよいほどである。

ルール1： 他の説明が見つからないか（とりわけ自分が間違っているのではと）考えよ

Rule One: Consider Alternative Explanations

(Especially That You May Be Wrong)

これ以降の諸ルールはすべて、このルール1の誠実遵守を前提にして適用される。節目ごとに、自分の状況認識には誤りがあるかもしれないという事実をまじめに考えよ。自分自身の考える説明に代わりうる説明を可能にする情報に対して、オープンであり続けよ。自分自身の結論に矛盾する情報を入手したときには、退いて、自分の論理がそれでまだ成り立つか再試せよ。明白な事実からの確かな結論を無視せよというのではない。自分の結論が健全で精査に耐えるだろうことを確かめる努力を惜しむな、というだけである。自力で発見できたはずの大きな欠陥を、あとで他者に暴かれるくらいなら、自分でこうしたチェックを実行した方が、はるかにましではないか。

あなたの持っていない情報、あるいは持ち得ない情報があるだろう。あなたが全知であることは誰も期待していない。しかし意見形成の際には入念にして賢明であることが要求されている。

あなたの結論がいかに強固であれ、あなたの懸念を公式に伝える際には、次のルール2に従うことも

また、きわめて重要である。

ルール2：ルール1に照らして質問をせよ、非難はするな

Rule Two : In Light of Rule One, Ask Questions, Do Not Make Charges

「質問」という語に決定的重みがある。誰かを何かで非難する前に、あなたの懸念を質問として呈示する、とりわけ、あなたが状況を誤解している可能性があるという事実を斟酌するのは、よい習慣である。このことは学生たちにとりわけよく当てはまるだろう。というのも、状況を評価するために必要な情報をまだ十分に所有していない場合が多いだろうからである。たとえば、自分の功績が論文の中で正当に評価されていない、との不満を募らせる学生もいるだろう。自分のワークに集中してきたせいで、実験チーフを含めて、実験室の仲間たちによる貢献の大きさが気がつかないこともある。自分がプロジェクトの「すべて」のワークを行ったと感じて、なぜ他に共著者名を書かねばならないのかと問う学生は、実験チーフがその問題に関してそれまでにこなしてきたワークに、そして、実験室の仲間も同じか関連する問題に取り組んでいるのだという事実すら、気づいていない場合がある。

あなたの行う質問は、あなたがまだ理解していない何かがある、という暗黙の前提にしたがって、すなわち、あなたが求めているのは、あなた自身の認知改善のための助けなのだ、という前提のもとに、方向付けられるべきものである。以下にそうした質問のモデルを示す。

「実験そして原稿の完成にかなりの貢献をした者は全員、著者として扱われるべきだと私は教えられました。私の貢献度をご批評たまり、なぜ私の努力水準では共著者としての資格がないのか、私にも理解できるようご助力お願いできるでしょうか。「結果の解釈を私が間違えているのでしょうか。何回計算し直しても、本論文のこの図にある結果が得られず困っています。わたしがどこで間違えているのか、ご助言くださいませんか。」

ただ語りかけるのではなく、聞き取ることが非常に大切である。これら質問を投げかける際にはいつも、双方向の会話に従事しなければならない。

ルール3：あなたの懸念を支持する資料とそのありかを確認せよ

Rule Three : Figure Out What Documentation Supports Your Concerns and Where It Is

会話だけでなく、確たる証拠の存在が問われるべきである。証拠なくしては、内部告発者の人格が逆に疑われてしまうことが多い。道徳判断よりも事実問題とその証拠資料に論点を厳しく絞り、そしてまた、あなた自身を可能な限りプロフェッショナルに、非情緒的に打ち出すことが、あなたが疑われることの予防になる。

ルール4：人格上の懸念と業務上のそれを分離せよ

Rule Four : Separate Your Personal and Professional Concerns

社会的信用のあるプロの従事者としてのあなたの側面のみを打ち出した方が、今の場合あなたの話の説得力がある。もしあなたが怒り、不満、恨み、不安などに圧倒されている状態ならば、医師やカウンセラーに助けを求めるか、よそで捌け口を見つけることを考えよ。知的専門業務上の問題行動についてあなたが質問を投げかけている当の相手が、あなたの友人やセラピストとして機能してくれるように、相手に頼んだり、期待したりしてはいけない。いずれあなたは友人を必要とするだろうし、セラピストも必要とするかもしれない。そうしたニーズと、他者の仕事ぶりについてあなたが問いを投げかけると

きにあなたが開始することになる、知的専門職上のやりとりとを、決して混同しないように。問題になっている仕事ぶりに関する交渉に、あなたの焦点を当て続けよ。

ルール5：あなたの目標を分析せよ

Rule Five : Assess Your Goals

あなたがこの状況から望んでいることは何か。適切に問題解決がなされたと感じるためには何が必要か。あなたが目標を達成したことをどうやってあなたは確認するのか。行動を起こす前に、これらの問いに対する答えを知れ。それがあなたの次にとるべき行動を左右するからである。

あなたは記録を修正してもらいたい（だけな）のか。仕事をやり直してもらいたい（だけな）のか。問題に関して広く世間での議論を喚起したいのか、それとも私的な場での議論をなせばよいのか。誰かに非を認めさせ、あなたの方が正しいと言わせたいのか。あなたの理論を証明するためのお金がほしいのか。不正行為への連座からあなた自身を守りたいのか。

助言を求めたり、外部通報したり、正式に告訴したりをあなたがし始めるよりずっと以前に、あなたが個人的にその状況をどうしたいのか、どうまではしたくないのか、自分で自分のことを知ることが、決定的に重要である。諸状況は急速にエスカレートしうる。外部通報後や、とりわけ告訴後は、あなたが状況を制御するのはもはや不可能に近い。したがって、あなた自身の動機と目標の分析が必須である。

ルール6：助言を求め、それを傾聴せよ

Rule Six : Seek Advice and Listen to It

もしあなたが以上のルールすべてにあなたが能う限り従ったとしても、やはり問題を内部告発すべきであるとあなたが信じるならば、責任ある内部告発の段階的ステップへと踏み出す準備をあなたは終えたことになる。告発以前に踏むべきステップがまだいくつもあることに注意せよ。以下にそのステップを素描する。

これまでのルールに従い、これからの段階的ステップに注意を払うならば、あなたは比較的安全である。あなたが実際に内部告発を実行する、その瞬間までは。

IV. いかに警笛を鳴らすか

ステップ1：あなたの懸念をあなたの信頼できる相談相手と一緒に見直せ

Step One : Review Your Concerns with Someone You Trust

第1ステップは、あなたの懸念について批評可能な、あなたの信頼する誰かと、つねに静かに内密に話し合うことである。あなたが懸念を覚えている相手と同等か、それ以上の地位の人物をできれば選べ。あなたに欠けた洞察を与えてくれる可能性が高いし、あなたにとって力強い同盟にもなりうる。ルール1と2を忘れるな。他者への攻撃ではなく、質問のみ為せ。あなたの懸念内容を説明し、状況理解のための助力を頼め。

この相談は内密に、という点を相手に強調せよ。相手の職責上、どうしても内密にするという約束ができない場合もあるだろう。そのときは、なんらかの開示がなされる前に、あなたに予告する、そして、最大限あなたを守るためにあなたと組むという約束を取り付けよ。

ステップ2：その相手の助言を傾聴せよ

Step Two : Listen to What That Person Tells You

助言を求めてあなたが選ぶその人物が、もしあなたの見解に不同意ならば、あるいは、この問題へのこれ以上の深入りをやめさせようとするならば、その反応を客観的に評価すべく全力を尽くせ。あなたに同意しないからといって、他の誰かをかばおうとしているとか、臆病とか思うな。実際にそうなのかもしれないが、あなたの情報が間違っている、あるいは、あなたの状況理解の範囲に不足がある、あるいは、あなたの状況理解の一部に解釈上のミスがある、といった可能性を考えよ。

問題の存在、あるいは存在の蓋然性について助言者があなたに同意ならば、どんなステップが取りうるか、だれがそれを取るか、話し合え。その人物が高位者で、自ら局面打開に乗り出してくれるならば、問題は解決の方向に大きく動くだろうし、あなたも保護を得やすくなる。

あなたが何をなすべきか、まだ迷いがあるならば、ステップ3に進め。ただしくれぐれも慎重に。

ステップ3：セカンド・オピニオンを入手し、それも真摯に受け取れ

Step Three : Get a Second Opinion and Take That Seriously, Too

このステップを取る前に覚えておきたいことであるが、ほとんどのコミュニティは意外と小さく、そのなかをうわさ話が拡散していく。あなたの言い回しの有する影響力は大きいし、あなたの匿名性が守られる意義もまた、あなたを守る上できわめて大きい。言葉を選び、そしてあなたの個人情報漏れないように、あなたの相談相手に念入りに依頼せよ。

難しいことではあるが、つねに事実焦点を当て続けよ。あなたが行動を懸念している人物についてのあなたの感情に、ではない。そうした感情に言及されることがあってもよいが、それはあなたの懸念の根本にある、科学・技術上の問題とは別問題である。

ここであなたのプレゼンテーションの雰囲気は次のようなものになろう。「私が最初に懸念を覚えたのは、その論文中の数値が私のそれまで集めたデータに合わないことに気づいたときでした。そこでA先生にお聞きしたところ、われわれのものより性能の良い機器を使っている協力者がいて、データはその人からのものであるとのことでした。私が不思議に思うのは、私もその種の機器を以前の実験室で使っていたのですが、類似の結果は得られなかったということです。この点についてもお聞きしたのですが、君の気にすることではないと言われました。そこでB先生に確認しました。この機器に関するエキスパートの方です。そのお答えによると、データがこのようなかたちで得られることは、この種の機器ではありえないはず、とのことでした。私は大いに混乱し、どうしたらよいのか思案に暮れています。私の次に打つべき手が私に分かるようにしていただけないでしょうか。私の実験室ではこれ以上の質問がしづらいのです。これ以上詮索しないようにと言われ渡されてしまいましたから。しかしやはり、コミュニケーション不足の問題ではないか、単に私の誤解ではないかという思いが払拭できません。私が集めたデータのノートは、697号室の左から3番目の棚にあります。あなたにお見せするためにその写しをここに持参しました。私が最初に懸念を覚えた論文原稿と、B先生が私にくださった、その種の機器の特徴を記述した文献はこれです。ご助言をいただけないでしょうか」。

あなたが受け取る回答を、ここでもまた十分入念に検討せよ。あなたの状況認識を変化させる要素が何かないか。その情報を他の事実であなたはくつがえせるか。これまでのルールをすべて適用して、あなたの現在地を評価し直せ。それでもあえて前進することが、取るべき正しいことだと、もしあなたが信じるならば、ステップ4を慎重かつ十全に実行せよ。

ステップ4：正式な告発着手をもしあなたが決断したならば、同志を募れ

Step Four : If You Decide to Initiate Formal Proceedings, Seek Strength In Numbers

あなたが適切な機関に申告するにあたっては、あなたの助言者も共同歩調を取ってくれるかどうか確かめよ。あなたの周囲に同じ問題を経験中か、あなたが懸念を覚えたのと同じ行為を見聞したかもしれない者が他にもいるか。その場合は、一緒に文書を作成してくれないかどうか、確かめよ。あくまで慎重に。あなたが情報提供する人数が多くなるほど、うわさ話は広まり、やがてあなたが懸念を覚えている当の本人の耳にも入りやすくなる。しかもあなたに最も不利な人たちで。それゆえ、諸ルールにあくまで忠実に従い、あなたが間違っているという可能性を残した仕方での質問を続けよ。

同様に、あなたが相談や依頼を持ちかけた相手が誰も進んで一緒に行動してくれない場合も、その理由を冷静に分析せよ。あなたの意見に反対なのか。賛成だがそれほどの大事件ではない、あるいは、他のやり方の方がより建設的と考えているのか。それとも通報した結果が怖いのか。このうちどれが理由であるかによって、あなたの究極的決断も影響を受けることになる。

オンブズパーソンや公益通報支援センターのような組織からのサポートは非常に力になるだろう。いづれにせよポイントは、独断専行は公益のためにも私益のためにもならないだろうということである。

ガンセラス論文はこれ以後、まだステップ8まで記述が続くのであるが、本稿では省略しよう。これ以後のステップは、じつはステップ4も含め、責任ある通報のための条件というよりも、安全で合理的なそれのための条件にかかわっているからである。

V. むすび

本稿の章立ては以下のようなものであった。すなわち、Ⅰ. 内部告発の逆説性。Ⅱ. いかに警笛を鳴らさないか。Ⅲ. 警笛を鳴らすべきか否か。Ⅳ. いかに警笛を鳴らすか。

Ⅰでは、「内部告発」を単純に評価したり推奨したりできない倫理的理由をおもに論じた。

そこでⅡでは、技術者が内部告発の必要に迫られずに済む方法を、おもにデイヴィスに学んだ。

技術者にもやはりプレゼンテーション能力が大切になるということを受験したのを受けるかたちで、次のⅢでは、内部告発に移行してしまう前に、技術者が守るべき手続き的ルールがいくつもあるだろうことを、ガンセラスに学んだ。

それらルールはそれぞれ次のように言い直せるだろう。まず「自説をこそつねに疑え」、ゆえに当の相手に「非難ならぬ質問をせよ」。質問して終わりではなく、返答に耳をすますのは言うまでもない。返答に納得が行けばよいが、さもなければ会話以外の「何が懸念のエヴィデンスとしてあるか答えられるようにせよ」。しかし、有意な証拠とは、あなたの心理的不満という主観ではなくて、業務違反が確かになされているという客観的事実の方である。ゆえに、「人格ならぬ手法のみを論ぜよ」。その結果、それでもあなたは外部通報したくなるかもしれないが、その場合はもはやあなたの手には負えないほどの効果・影響を、相手、周囲、そして自分に及ぼすかもしれない。それでもあなたは後悔しないかどうか、「あなた自身の目標と覚悟を知れ」。それはあなた自身にしか答えられないことだが、しかし信頼できる他者が与えてくれるだろう助言を無視するのは無謀すぎる。ゆえに、「必ず助言者に相談せよ」。

以上はルールの併存であってステップではない。すなわち、行為上どれが先で、どれが後という決まりは今回ないのであろう。むしろ何度もルール間を行き来したり、同時に実行したりする必要がある

のだろう。ただ、これらルールを守らない内部告発は、思慮の浅い無責任なものと思わせるので、正当化できないと思われる。換言すると、これらルールの遵守が、責任ある内部告発の論理的（必要）条件になる。そしてこの種のテストによって、無責任な内部告発予防も期待できる。

ルールと違いステップは時間差がある。上記のルール群の遵守が、実は最初のステップであるから、あえてこれをステップ0と呼ぶこともできるだろう。そして責任ある内部告発のためには、ステップ0、1、2、3、4と順を踏む必要がある。それを論じようとしたのがIVであった。

ステップ0から4までを、それぞれ独自にまとめ直してみよう。ステップ0は、「自分の真の意思と限界を想定し、懸念対象者に謙虚に質問してその言い分をよく聞き、違反行為の確かな証拠がなければ引き返せ」。ステップ1から3までについては「信頼できる助言者に相談し、セカンド・オピニオンまで求め、それで翻意できるなら引き返せ」。引き返せないなら「仲間を増やして力をつけるべきだが、それはステップ3までの実行後でなければならない」。それがステップ4に込められた意味であろう。

最後に、疑問点を二点に絞り指摘したい。

第一に、セカンド・オピニオンまでしか求めないのは妥当かどうか。第3、第4、そして最高意思決定者への内部申告（相談）をはじめからあきらめて、実力行使してよいのか。⁽²³⁾「少なくともあなたが大きな自己犠牲を要しない場合には、内部の可能なチャンネルすべてを使用して、組織に自浄の権利と機会を与える努力をせよ」と言われてもよいのではないか。

第二の疑問として、プロの科学・技術者にとって、「確たる証拠」「科学上の確実性」という規範はどこまで確たる規範であるべきかを、われわれは反省してよいのではないか。エヴィデンスに基づいた議論をしようとするのは当然である。しかし、科学上のエヴィデンスを突き止めたときには、すでに被害が深刻化しているかもしれない。水俣病の場合がそうであった。そうならない前に打てる手は打つべきであろう。それが予防原則である。

北海道大学大学院教授の杉山滋郎が指摘するように、水俣問題史上有名な「猫400号の実験」とそれに対する新日本窒素肥料株式会社の工場附属病院医師の対応は、内部告発との関係で考えることもできる。「たった一例では科学的に確実でない、したがって公表すべきではない」、「いまだ確実でない科学上の知見は公表すべきではない（ないしは公表しなくてもよい）」という考えが、科学者の間で、さらに一般社会の側でも、正当なものとして当時認められていた。そのような主張が「科学者としてとるべき対応」「科学者としての行動規範」だと考えられているかぎりには、内部告発の制度があったとしても、それに踏み切ることは難しかったであろう。

「科学上の結論を公表するか否かは、基本的に科学的な確実さによって律せられるべきだ」という考えが妥当であるかどうか。それは事実上、すでに反証されているのである。すなわち、科学者たちは、「確実さ」を第一義に考えて研究結果を報告しているのではなく、「結果（を報告すること）の重要性・意義」を第一義に考えて、報告するか否かを決めていると杉山は言う。「傍証」や「状況証拠」が発表の十分条件なのである。科学研究のプロセスは、「確実なこと」を発表しつつ進んでいくのではなく、「重要なこと」を発表しつつ進んでいく。もちろん、科学者たちは「まだ不確実なこと」を社会に向けて発表しないことが多い。がそれは、「不確実」だから発表しないのではなく、「不確実なこと」を発表することに「重要性」（意義）を見いださないからである。

しかしその「重要性」には、「社会的な重要性」と呼ぶべきものがある。科学者だけの専決事項ではなく、「社会的」に判断されるべき重要性である。したがって科学者は、「社会的な重要性」の判断が必要な、科学上のいまだ不確実な知見については、社会的な議論の場にまずは提出すべきである。その不確実な知見の「重要性」をどう評価するか（その不確実さをどう扱うか）は、利害関係者なども含めて社会的に決定されるであろう。そうした社会的決定のために、科学者は、どの程度に不確実なのか、なぜ不確実なのか、などについても詳細を公開すべきである、という杉山の論は説得的であると思われる。⁽²⁴⁾

責任ある内部告発とは何か。技術者にとってそれは、いくつかのルールとステップに則り、科学的に慎重に行為するとともに、社会的な重要性と予防原則に鑑み、知見を社会的議論の場に提出する判断力の一産物なのである。

注

(1) 以下に見るように技術者倫理教科書は一般に、

内部告発（警笛鳴らし）を奨励するというよりも、その必要性を肯定し、条件付きで義務視するにとどまっている。そして内部告発の権利は確保しつつ、その権利を実際に行使する必要がなくなる事態を理想視している。

「内部告発をする前に、それが道徳的に許される条件と道徳的に義務となる条件を自分でチェックすることが大切だ。」（齋藤了文・坂下浩司『はじめての工学倫理』昭和堂、2001年、p.112.）

「警笛鳴らしは、会社が重大な不正を犯していると被用者が考える場合にその人が公表するもので、密告による内部告発と区別される。警笛鳴らしをすることは、本来、守秘義務に反することであり、正当化の基準は明確ではない。真に公衆の安全にかかわる警笛鳴らしは、企業、学協会、政府の諸勢力による保護が必要である。」（杉本泰治・高城重厚『技術者の倫理 入門』丸善、2001年、p.43.）

「内部告発者という「モラル・ヒーロー」を作らないように、企業内にコミュニケーションのためのシステムを作っておくことが重要になります。」（藤本温編著『技術者倫理の世界』森北出版、2002年、pp.126-127.）

「倫理的な技術者がジレンマに陥らないような企業倫理が構築されていくことが求められている。」（札野順『技術者倫理』放送大学教育振興会、2004年、p.196.）

「内部告発以外の選択肢を失った時には最後の手段を使わざるをえませんが、本当はそのような状態になってしまうのは個人にとっても組織にとっても不幸なことです。不幸な状態になった時の対策を練ることはもちろん大切です。しかし、そのような不幸な状態にならないためにはどうしたらよいのか、つまり、内部告発をしなくてもすむような働き方や組織づくりのあり方を考えることは、もっと大切なのです。」（黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治『誇り高い技術者になろう』名古屋大学出版会、2004年、p.188.）

「この事件[三菱自動車工業リコール隠し事件]の結果、三菱自工業は、2001年3月期の連結決

算は約 1,200 億円の減収、2,781 億円の赤字を計上した。また、三菱グループからは見限られ、ダイムラークライスラが経営権を握り、大幅な人員削減と工場の休廃止が行われた。このような状況になることを想定しても、あなたは内部告発に踏み切れるであろうか。自分自身の立場にたって考えてみよう。[……]この告発が三菱自工の体質改善のきっかけを作ったということで評価している社員も多いということを追記しておく。」(松島隆裕編『技術者倫理』学術図書出版社、2004年、p.183.)

「内部告発を肯定する動きがでてきてはいるが、告発者のその後の生活を見る限り、内部告発は、「組織の内部でできる限りの手段を尽くした上での最後の行動」と考えるべきである。」(中村昌允『事故から学ぶ技術者倫理』工業調査会、2005年、p172.)

「今後は日本でも、内部告発をしやすい仕組みが整っていきそうであるという期待はできる。[……]しかし、理解しておかなければならないのは、内部告発が増えることが良いことではなく、あくまでも告発すべき事件がなくなる(少なくなる)ことが良いことだということである。」

(林真理・宮澤健二・小野幸子ほか著『技術者の倫理』コロナ社、2006年、p.70.)

- (2) ただし、たとえばワイトベックは「ホイッスル・ブローイング」(警笛鳴らし)を、内部通報としての苦情申し立てから区別している様子が、以下の記述からうかがえる。「苦情申し立て **complaining** (組織内部での) と、警笛鳴らし **whistle-blowing** (組織外部への) の両方を通して安全上の懸念を伝えるという主題に対して、技術業界の関心は高まりを見せている。」(Caroline Whitbeck, *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge, 1998,p.129.)

しかし彼女はマスコミへの警笛鳴らしには懐疑的である。「ジャーナリストが新聞を売らんがために情報をセンセーショナルに仕立て上げようとする誘惑に駆られやすいのは、経営者が納期を守るために安全性への注意を二の次にしようとする誘惑に駆られやすいのと同様である。」

(*Ibid.*)

- (3) 「内部告発」という言葉が日本で一般的に使われるようになったのは 1971 年で、その 4 月 28 日の朝日新聞朝刊に「職業ガンを“内部告発” 北九州の染料工場 患者、年々ふえる」という見出しの記事があるという。(奥山俊宏『内部告発の力 公益通報者保護法は何を守るのか』現代人文社、2004年、p.228.)
- (4) 奥山、前掲書、p.133.
- (5) 岡本浩一・今野裕之『組織健全化のための社会心理学 違反・事故・不祥事を防ぐ社会技術』新曜社、2006年、p.43.
- (6) C. K. Gunsalus, “Preventing the Need for Whistleblowing: Practical Advice for University Administrators,” *Science and Engineering Ethics, Volume 4, Issue 1*, 1998, p.83.
- (7) Michael Davis, “Some Paradoxes of Whistleblowing,” *Business & Professional Ethics Journal, Vol.15, No.1*, 1996, pp.9-10.
- (8) 奥山、前掲書、p.202。日本では 2002 年 10 月 28 日、内部告発者の支援を目的に、弁護士らで組織する「公益通報支援センター(略称・内部告発支援センター)」が発足した。
- (9) 岡本浩一・王 晋民・本多-ハワード素子『内部告発のマネジメント コンプライアンスの社会技

術』新曜社、2006年、pp. 205- 206.

- (10) 奥山、前掲書、p.188.
- (11) 太田さとし『内部告発マニュアル』ビジネス社、2002年、pp.107-108.
- (12) 田口和幸・丸尾拓養・原田崇史・加藤寛史編著『公益通報者保護法と企業法務』民事法研究会、2006年、p.153.
- (13) デイヴィスも内部告発の三つの逆説について論じている。ただし彼の言う逆説とは、筆者の理解では以下のようなものである。
- ①内部告発に関する標準的な正当化理論（いかなる時に内部告発は許容可能化ないし義務化するか）は、内部告発者に多大の自己犠牲までは要求していないと思われるが、内部告発者の多くは実際には大きな自己負担を強いられている。すなわち、負担過剰の逆説(**the paradox of burden**)。
- ②内部告発に関する標準的な正当化理論では、内部告発が義務ではなく許容されるためだけでさえも、内部告発者は「深刻重大な危害」の予防を意図していなければならないとされるが、大半の内部告発は、深刻重大(**serious and considerable**)な身体的、経済的、ないし精神的な危害(**harm**)を予防するための告発とまでは見なし難い。すなわち、危害不在の逆説(**the paradox of missing harm**)。
- ③単に道徳的不正(**moral wrong**)の予防ではなくて危害の予防を企図しているのが本来的内部告発者であるとする、彼らの成功確率はじつは高くない。内部告発に関する標準的な正当化理論では、内部告発者は「脅威の暴露により危害が予防できると信ずるに足る合理的根拠」を持たなければならないとされるが、それは非現実的要求というものである。成功がおぼつかない要求をしている。すなわち、目標不達成の逆説(**the paradox of failure**)。(Davis ,*op. cit.* , pp. 8-10.)
- (14) ここでニーチェの箴言、「怪物と闘う者は、そのためおのれ自身も怪物とならぬように気をつけるがよい。お前が永いあいだ深淵をのぞき込んでいれば、深淵もまたお前をのぞきこむ」(ニーチェ『善悪の彼岸』箴言と間奏曲 146、ちくま学芸文庫、信太正三訳)という箴言が想起されてもよいだろう。
- (15) 太田さとし、前掲書、p.48.
- (16) Roger M. Boisjoly, “Applications to the Industrial Sector: Commentary on “How to Blow the Whistle and Still Have a Career Afterwards ”(C. K. Gunsalus),” *Science and Engineering Ethics, Volume 4, Issue 1, 1998* , p.73.
- (17) 岡本浩一『無責任の構造 モラル・ハザードへの知的戦略』PHP新書、2001年、p.76.
- (18) Robert L. Sprague, “The Voice of Experience,” *Science and Engineering Ethics, Vol. 4, Issue 1, 1998* , p.42.
- (19) Michael Davis, “Avoiding the Tragedy of Whistleblowing,” *Thinking Like an Engineer: Studies in the Ethics of a profession*, Oxford Univ. Press. 1998, pp.73-82 (orig. *Business and Professional Ethics Journal*, Vol. 8,No. 4, 1989)

- (20) 田口和幸・丸尾拓養・原田崇史・加藤寛史編著『公益通報者保護法と企業法務』民事法研究会、2006年、p.145。このように経営者側の責任を強調するのは当然であるが、当然すぎて議論の余地がない。そこで本稿はむしろ、「従業員」（本稿では科学・技術者とその卵達）側の責任に照明を当て、議論の材料を提供しようとしている。
- (21) C. K. Gunsalus, “Preventing the Need for Whistleblowing: Practical Advice for University Administrators,” *op. cit.*, pp.75-94. & “How to Blow the Whistle and Still Have a Career Afterwards,” *op. cit.*, pp. 51-64.
- (22) 2001年に内閣府国民生活局というところの音頭で、国民生活審議会の消費者政策部会の下に自主行動基準検討委員会が設けられ、企業や消費者団体の代表、学者らが内部告発者保護について議論し始めた。翌2002年2月19日の委員会では、事務局側から「内部通報制度」案が示された。「内部告発」の「告発」という言葉が非常に厳しいニュアンスを含むので、「内部通報」という表現になった。3月29日の次の委員会では、「内部通報」の代わりに「公益通報」と表現することになった。英国の公益開示法を参考にしたという。(奥山、前掲書、p.246.)
- (23) たとえば「忠臣蔵」にあからさまに批判的な福沢諭吉なら、「もっと本来のチャンネルで筋を通せ」と言うかもしれない。諭吉は書いていた。「浅野家の家来共この裁判[徳川政府による上野介のお咎め無し]を不正なりと思わば、何が故にこれを[徳川]政府へ訴えざるや。四十七士の面々申合わせて、各々その筋に由り法に従って政府に訴え出でなば、固より暴政府のことゆえ最初はその訴訟を取上げず、或いはその人を捕えてこれを殺すこともあるべしと雖ども、仮令一人は殺さるもこれを恐れず、また代りて訴え出で、随って殺され随って訴え、四十七人の家来理を訴えて命を失い尽すに至らば、如何なる悪政府にても遂には必ずその理に伏し、上野介にも刑を加えて裁判を正しうすることあるべし。かくありてこそ始めて真の義士とも称すべき筈なるに、(中略) 妄りに上野介を殺したるは、国民の職分を誤り政府の権を犯して私に人の罪を裁決したるものと言うべし。」(『学問のすゝめ』)
- むろん今は封建時代とちがう。「技術者倫理」教育のポイントは、いわゆる「英雄」的行為を必要としたり、させたり、しないための知恵や規則を学んでもらうことにあると思われる。「倫理」である以上、負担になる要求は不可避だが。
- (24) 新田孝彦・蔵田伸雄・石原孝二編『科学技術倫理を学ぶ人のために』世界思想社、2005年、pp.198-222.
- なお、「健全な科学」と「予防原則」、「予防原則」と「費用便益分析」との対立・相補関係については、以下の拙稿で論じた。「環境リスク管理論とその価値前提——技術者倫理教育を展望して——」東京高等専門学校『研究報告書』第37(1)号、2005年、pp.21-30.

(付記) 本論文は平成18年度科学研究費補助金(基盤研究C、「工業高専および企業における人材育成と技術者倫理教育の現状と課題」川北晃司・河村豊・浅野敬一・木村南・庄司良)による研究成果の一部である。

内部告発と予防原則 - 技術者倫理教育にいかに取り入れるか -

The Whistleblowing and the Precautionary Principle

- A class design to take them into the engineering ethics education -

川北 晃司^{※1} 河村 豊^{※1} 浅野 敬一^{※1} 木村 南^{※2} 庄司 良^{※3}
Koji KAWAKITA Yutaka KAWAMURA Keiichi ASANO Minami KIMURA Ryo SHOJI

^{※1}国立東京工業高等専門学校一般科 ^{※2}国立東京工業高等専門学校機械工学科

^{※3}国立東京工業高等専門学校物質工学科

キーワード：内部告発，予防原則，技術者倫理教育

Keywords: Whistleblowing, Precautionary principle, Engineering ethics education

1. はじめに

技術者倫理教科書の大半は「内部告発」の項を含む。それらを概観の結果、内部告発が奨励されているとは見なし難いとの結論に達した。そこではむしろ、倫理的な技術者がジレンマに陥らないような企業倫理が要請されている。なるほど、内部告発はその副作用として、告発された組織に属する罪なき多数の被雇用者に影響を及ぼす。また告発者自身への大きな打撃も考えられ、そしてそれらの責任を教科担当者が取りうるすべはない。その意味で、内部告発の奨励は無責任を帰結しかねないのである。

片やしかし、ある種の無責任を回避しようとする誠実さそれ自体が大局的見地からの無責任を帰結する可能性もある。公衆における将来のより大きな不幸や不正の未然防止という、目的ないし職責をもし最優先するならば、内部告発という非常手段の確保は技術者倫理にとって論理的要請ですらある。しかし、内部告発の回避方法、ならびに、あくまで責任ある遂行方法について事前に習得の必要があろう。そしていわゆる「予防原則」についても学習意義は高いだろう。以下は、それらを念頭においた授業提案である。

2. 授業設計案

①＜導入＞

まず、「内部告発」という述語からの連想を出席者に問う。ついで、現在の日本社会が内部告発をどのように見ている（評価している）と思うか、理由をつけて回答願う。以上のような導入により、授業後の認識の深まりが意識しやすくなる。

②＜事例紹介＞

米国の技術者倫理教育でよく用いられる有名な事例として「グッドリッチ社のブレーキ開発」等がある。1979年カンヌ国際映画祭男優賞受賞の米映画「チャイナ・シンドローム」紹介もよい。これはステレオタイプな悪役が登場するフィクションであるが、実際、日本における原子力発電所事故のほとんどが内部告発で明るみに出た。しかし内部告発者個人に精神的、経済的負担を極度に強いる場合もあった。こうした事例紹介により内部告発の意義と状況が理解できよう。

③<公益通報者保護法の紹介と検討>

内部告発の遂行はそれ自体すでに一個の悲劇である。この悲劇はしかし、先述のようにさらなる悲劇を重ねうる。日本で2006年から施行された「公益通報者保護法」はそれを避けるねらいがある。

④<内部告発回避方法の考察>

このように内部告発者を保護するための法律整備が各国で進んでいる。しかし法律では、告発者のストレスや精神的傷までは防ぎ難い。そこで内部告発の必要に迫られる事態の回避方法を出席者とともに考える。M.Davis論文「警笛鳴らしの悲劇を避ける」(1989年)が推薦できる。¹⁾彼の言うように、外部告発を避けるためには、内部へのプレゼンテーション能力を磨く必要がある。テクニカルな細部と根拠となるエヴィデンスを十分明確に呈示できるようにする。

⑤<責任ある遂行方法の考察>

もうひとつ是非参考にしたいのが、C.K.Gunsalus論文「いかに警笛を鳴らして、しかもキャリアを保つか」(1998年)である。²⁾彼による諸ルールと諸ステップの設計は精緻である。ルール1「他の説明がつかないか(とりわけ自分が間違っているのではと)考えよ」、ルール3「あなたの懸念を支持するドキュメントとその所在を確認せよ」、ルール5「あなたの目標を分析せよ」等は、言われてみれば当然でも盲点になりうる。

⑥<予防原則の検討>

DavisとGunsalusの所論は内部告発に厳格な裏付けと慎重さを求めるものであった。それに対する意見を出席者に求める。こちらから問いかけてもよい。エヴィデンスに基づいた議論をしようとするのは当然であるが、科学上のエヴィデンスを突き止めたときには、すでに被害が深刻化しているかもしれない。水俣病の場合がそうであった。そうならない前に(内部告発を含めて)打てる手は打つべきではないか、と。それが「予防原則」である。

環境に悪影響を与えることが科学的根拠または科学的知見が不十分なために明らかではなくても、取り返しのつかない事態を防止するために予防的な対応措置をとることを求める考え方が、予防原則である。1980年代から国際協定などで言及されるようになった。

これは一見もっともな原則であるが、ひとつの弱点は具体的な運用ルールが曖昧な点である。予防というアイデアは安全という価値を最優先することによって逆説的に、小さかったり存在しなかったりするリスクに対する過剰なコントロールにつながる危険もあり、リスク削減それ自体が、いくつかのリスクを生む。すなわちリスク・リスク・トレードオフが生じる。それゆえ予防原則は費用便益分析によって補完されねばならない。そうした点を強調してきたのが、シカゴ大学ロースクール教授C. R. Sunsteinらであった。³⁾

日本においても、とくに産業界などで「予防原則」の採用はゼロリスクを求めることに直結するのではないかと懸念が強かった。中西準子・産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長は、日本におけるリスク評価の第一人者であるが、内部告発と予防原則の双方に批判的な代表的論客でもある。

彼女の論旨はこうである。内部告発は重要だが、それに頼ってしか公害摘発ができないのはおかしい。第一、内部告発はそれをする人を危険にさらす、第二に、その情報が本当に正しいか分からない、第三に、企業の中にも、その情報がどの程度全体的な意味を持っているかは、告発者でも分からない、だから、内部告発に頼り始めると、結局自分で真実を掴むという方法を失い、誰とも分からぬ人の情報

に踊らされることになるのではないか。外から攻める、誰にも分かる情報から、中を推定する、そうした科学こそが必要だ。

予防原則には少なくとも全く意味の異なる三つのヴァージョンがある。不確実性があるからといって、行動を起こさないということを正当化するものではない（第1ヴァージョン）。不確実なリスクだからこそ、行動を正当化する、つまり、政策介入すべきである（第2ヴァージョン）。それに対して第3ヴァージョンは、挙証責任の移行を主張するもので、リスクに関する不確実性があれば、そのリスクは受け入れられるレベルであること（安全）を証明するまで、その活動は禁止されるべきであるとする。しかし、第3ヴァージョンに近い、厳しい予防原則をうたえようたうほど、リスクは一つではないので運用できなくなる。⁴⁾

また、予防原則を適用してある措置を実施した後にリスクの不在が判明した場合、本来は不必要であった措置を行ったとして法的責任を問われる可能性がある。こうした状況は、マスコミの報道などに煽られた人々のリスクに対する「思いこみ」によって発生することも十分に想定される。⁵⁾

結局、科学技術者と公衆、双方のいわば「リスクリテラシー」の向上こそが枢要である、との結論が授業で導かれてよいだろう。そしてそのためには、科学的なリスク調査、自己矛盾的でない合理的な予防原則、そして場合により、それらにもとづく責任ある内部告発が求められてくる、との締めくくりが考えられる。

授業の最後に、これまでの議論を通じて内部告発に関する認識がどう深まったか、出席者に記述してもらうことで、本授業の意義と不足が判明するだろう。

3. おわりに

以上は高専本科4年生ないし専攻科1年生のクラスを想定した授業案であるが、内部告発という悲劇を避ける最大の責任は、普通の従業員ではなく、やはり組織（執行部）にあらう。しかし組織任せではなく個人の責任でできることも多いことを強調したい。ただし一般に厳しい責任追及は責任逃れを生みがちである。また、守るべきルールやマニュアルが多すぎ実情に合わない場合、作業現場の中で規則を遵守しようとする意識が希薄となる「規則過剰症」に陥る。リスク管理関係者の間ではISOを取得した企業でおかしな事故がよく起こると囁かれていると聞く。これらもリスク・リスク・トレードオフ例と推察されるので注意したい。

参 考 文 献

- 1) M. Davis, "Avoiding the Tragedy of Whistle-blowing," *Business and Professional Ethics Journal*, 8(4) 1989
- 2) C. K. Gunsalus, "How to Blow the Whistle and Still Have a Career Afterwards," *Science and Engineering Ethics*, 4(1) 1998. 拙稿「責任ある内部告発とは何か---技術者倫理教育のために」東京工業高等専門学校研究報告書38(2) 2007
- 3) C. R. Sunstein, "Cost-Benefit Analysis and Environment" *Ethics*, 115, January 2005. 拙稿「環境リスク管理論とその価値前提---技術者倫理教育を展望して」東京工業高等専門学校研究報告書37(1) 2005
- 4) 中西準子「環境リスク管理と予防原則」『学士会報』(855) 2005
- 5) 織 朱實「「予防原則」を環境施策に適用することへの考察」『環境法研究』(30) 2005

平成 18 年度予算収支報告

平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）の収支をご報告いたします。ホームページにも掲載予定です。

科目	金額 (単位：円)		
I 収入の部			
1 会費・入金収入			
入金収入	1000		
会費収入	97000	98000	
2 事業収入			
勉強会費		75000	
3 寄附金収入			
寄附金		884207	
4 その他収入			
利息収入	276		
ポイントカード（株ビツカマ）収入	4936	5212	
当期収入合計			1062419
収入合計			1062419
未収金 前年度からの繰越	182000		
未収金精算	-6000		
本年度未収金	60000	236000	
II 支出の部			
1 事業費			
(1) 普及・啓発事業費			
通信運搬費	46590		
印刷製本費	62717		
雑費	13788		
HP 作成雑費	3000	126095	
(2) 調査研究事業費			
参考資料費	735		
資料作成費	33240		
雑費	6040	40015	
2 管理費			
家賃	1000000		
什器備品費	16605		
雑費	0	1016605	
3 予備費			
予備費		0	
当期支出合計			1182715
当期収支差額			-120296
前期繰越金	219388		
前期繰越収支差額			99092
次期繰越収支差額			99092

読者からのご意見・ご質問

■2号に掲載しました「言葉の正しさ」に関するご質問に対する事務局の意見は、4号に延期させていただきます。言葉の正しさをどのように追及していくかということは、安全学における重要な方法論である概念規定にも繋がる重要な問題であります。皆さんの活発なご意見をお寄せいただき、一緒に考えていく道を開きたいと思っておりますので、どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

ご寄附ありがとうございました

読者の方から寄附をお寄せいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、ご芳名をご紹介させていただきます。なお、勝手ながら金額は省略させていただきます。

◎遠藤孝一氏（7月30日）

読者の皆様には今後とも当研究所の活動にご支援ご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

ご助力・ご参加のお願い

■安全問題関係の書籍、古い雑誌など、おもちで不用のものがございましたら、ご寄附お願い致します。

その他有益な本、論文など情報をお寄せ下されば幸いです。

■今後、本の出版など事業活動を展開して収入を補い、会員の過大な負担を避けながら活動してゆきたいと考えておりますが、寄附などのご助力もお願い申し上げます。

勉強会・プロジェクトについて

■立川福祉協議会 (<http://act.annex-tachikawa.com/>) のボランティアルーム（中央線立川駅北口から徒歩約15分）ほかで週1回勉強会を行っています。日時やテーマ等についてはお問い合わせ下さい。今後、希望者があれば「安全学索隠」の講読会をすることも考えています。

■会報の編集や企画についてや用語辞典作り（月1回程度）のためのデータ整理など、その他ホームページの編集更新などお手伝いいただける方のご参加をお待ちしております。

■特に立川の近辺にお住まいの方で勉強会や講演会などの企画などに積極的に働いていただける方のご参加をお待ちしております。

ご投書・ご投稿のお願い

【論文・エッセイ】

※800～4000字（原稿用紙2～10枚）程度。郵送、FAX、メールで編集部宛にお送りください。電子データの場合はワードまたはテキスト形式ファイルのメール添付でお送りくださるようお願い申し上げます。現在、募集しているテーマは以下の通りです。

- ・安全問題に関するもの : 得意な分野について、少しでも安全に関連のあるテーマでお寄せくだされば幸いです。
- ・言葉や概念に関するもの : 今回は特に「言葉の正しさ」についてご意見をお寄せくだされば幸いです。「言葉のパトロール」などの欄で取上げさせていただく予定です。

【ご意見・ご感想】

ご自由にご意見をお寄せください。ご質問ご叱責も大歓迎いたします。

※頂いたご意見を会報に掲載させていただくことがあります。

- ・ 今後取上げてほしい言葉やテーマについて
- ・ その他当研究所の活動や会報について

【ご入会について】

・ 創刊号でお知らせしましたように、組織改革等のかねあいで4月末日で一旦入会申し込みを締め切りましたが、その後も継続的に会員を募集しております。入会ご希望の方は創刊号に同封した入会申込書（ホームページからもダウンロードできます）にご記入の上、事務局まで **FAX** もしくは郵送でお申し込みください。恐縮ですが、郵送費は各自ご負担ください。

会費について

入会金：1,000円

年会費：正会員 5,000円、学生会員 2,000円、賛助会員 一口 10,000円（一口から）

その他、額の多少に関わらず、ご寄附ください。認定団体になるには活動実績などのほか数多くの少額の寄附を2年以上受けている受納実績が必要です。額の多少に関わらず、ご協力いただければ幸いです。

※2007年度会費を納めていない方は、所定の銀行口座にお振込み下さいますようお願い申し上げます。

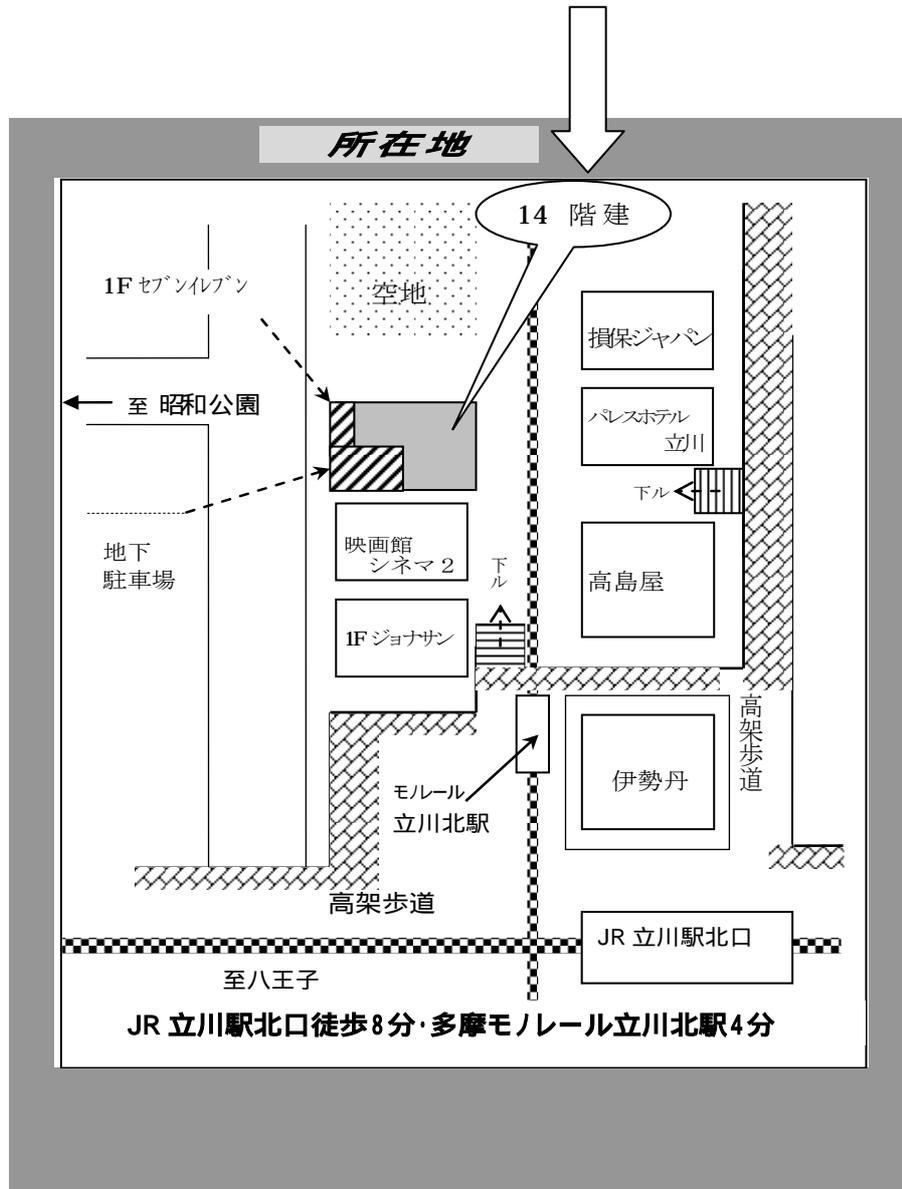
■会費振込先の訂正とお詫び

創刊号の末尾に掲載した振込先銀行口座の支店名が間違っておりました。謹んでお詫び申し上げます。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

（振込先については最終頁をご参照ください）

編集後記

- ・ 今回の第三号はご寄稿のほか、突然の安倍首相辞任表明による首相交代に関する記事を掲載いたしました。そのため、前回予告の記事は大幅に差し替えて次回送りとせざるをえませんでした。申し訳ありませんが、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・ ホームページに長らく予告のみで延び延びになっておりました「嫌いなもの—地方という言葉」を掲載いたしました。まだ前半部だけですが、でき次第後半部も追加の予定です。
- ・ 亡くなった津熊氏に替わり、新しく稲本氏に理事に就任していただく運びとなりました。氏は先にも記しました通り、大学時代辛島司朗先生の指導を受け、卒業後国家公務員となり現在は中堅幹部として国の内外で活躍中、今回、ご多忙に拘らず理事をお引き受けいただくことができました。 (NN・MT・MS)



会費・寄付の振込先：

三菱東京UFJ銀行 立川中央支店：(普) 461-7167

特定非営利活動法人 安全学研究所

※創刊号では支店の中央が脱落しておりました。申し訳ございませんでした。